



TOKIO MARINE
NICHIDO

MILLEA GROUP

地震保険 ご契約のしおり

2007年10月1日以降始期用

ご契約者の皆様へ

- この「ご契約のしおり」は、約款および主な特約条項の中で、特に大切な事柄を説明したものです。この「ご契約のしおり」では「地震保険」について説明いたします。詳しくは13ページ以降の約款および特約条項をご一読いただき、内容をよくご確認くださいませようお願いいたします。ご契約者と被保険者が異なる場合は掲記保険契約についての大切な事柄を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。もし、ご不明な点、お気づきの点がありましたら、ご遠慮なく取扱代理店・扱者または弊社におたずねください。
- 弊社代理店は、弊社との委託契約にもとづき、保険契約の締結・保険料の領収、保険料領収証の交付・ご契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店とご契約いただいて有効に成立したご契約については、弊社と直接契約されたものとなります。なお、取扱代理店・扱者はご契約者の皆様のご契約状況を常に承知いたしておりますので、良き相談相手としてご相談くださいますようよろしくお願いいたします。
- ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。
- 「ご契約のしおり」は、ご契約になった後も保険証券同様、大切に保管くださるようお願いいたします。

夜間・休日事故受付
サービス

安心電話待機中!

詳細は、巻末をご覧ください。

東京海上日動安心110番



1 1 0

「フリーダイヤル」

☎ 0120-119-110

19.10

UG

● 特にご注意いただきたいこと ●

共通項目

- 保険料（分割払のときは初回保険料）は保険期間の開始前にお支払いください。保険期間が始まった後でも保険料を領収する前に生じた事故については保険金をお支払いすることができません。保険金額が増額となるときの追加保険料についても同様です。（地震約款第2条第3項→14ページ）
- 保険料をお支払いいただくと、特定の特約を付帯した場合を除き、弊社所定の保険料領収証が発行されますので、お確かめください。1カ月を経過しても保険証券が届かない場合は、弊社にお問い合わせください。
- 事故が発生したときには、すみやかに取扱代理店・扱者または弊社にご連絡ください。
- 申込書の記載内容が事実と違っている場合には、契約を解除し（この場合、保険料もご返還できません）、保険金もお支払いできないことがあります。（地震約款第8条→15ページ）

地震保険について

- 火災保険では、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする損壊・埋没・流失による損害については保険金をお支払いできません。また、地震等による火災（延焼・拡大も含みます。）損害はもちろん、火元の発生原因を問わず地震等で延焼・拡大した損害についてはセットで契約する火災保険の地震火災費用保険金を除き、損害保険金をお支払いできません。
これらの損害を補償するには、「地震保険」をご契約される必要がありますのでご承知おきください。
- 住まいの火災保険のご契約時に地震保険をご契約されなかった場合でも、住まいの火災保険の保険期間（ご契約期間）の中途から（ただし、東海地震に係る地震防災対策強化地域においては、大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときから一定期間を除きます。）地震保険をご契約になることができますので、ご希望される場合には、取扱代理店・扱者または弊社までご連絡ください。
- 損害保険会社の経営が破綻した場合でも、家計地震保険では、「損害保険契約者保護機構」により、保険金・返戻金の全額が補償されます。
- 複数の保険会社による共同保険の場合、幹事会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、それぞれの引受割合に応じて、連帯することなく、単独別個に保険契約上の責任を負います。

地震保険料控除について

平成19年1月より、損害保険料控除は廃止*され、新たに地震保険料控除が創設されました。地震保険料控除は、従前の損害保険料控除と同様に、その払込保険料に応じて、一定の額が、その年のご契約者様（保険料負担者）の課税所得から差し引かれる制度をいいます。

※経過措置として平成18年12月31日までに保険期間が開始する保険期間10年以上の積立型保険契約で平成19年1月以降保険料の変更のない契約については、満期まで従前の損害保険料控除の対象となります。ただし、経過措置が適用される積立型火災保険に地震保険を付帯している契約については、従前の損害保険料控除と地震保険料控除のいずれか一方しか適用されません。

（注）平成19年1月1日以後に積立型保険の保険料の変更（増減）をしていないものに限られます。年の途中で保険料の変更の異動が生じた場合には、その年の年初に遡って経過措置の適用が受けられないこととなります。

目次

クーリングオフ

契約申し込みの撤回等(クーリングオフ)について	2
-------------------------	---

地震保険

I 地震保険の内容	4
1. 地震保険の対象	
2. 地震保険の補償内容	
3. 保険金をお支払いできない主な場合	
II 損害の認定基準について	5
1. 建物の「全損」「半損」「一部損」	
2. 家財の「全損」「半損」「一部損」	
III ご契約時にご注意いただきたいこと	9
1. 地震保険の保険金額(ご契約金額)について	
2. セットで契約する住まいの火災保険との関係	
3. セットで契約する住まいの火災保険の保険期間が1年を超える長期契約の場合の取り扱い	
4. 対象となる建物または対象となる家財を収容する建物の構造と所在地について	
IV 地震保険の割引制度について	10
1. 免震建築物割引	
2. 耐震等級割引	
3. 耐震診断割引	
4. 建築年割引	
V ご契約後にご注意いただきたいこと	11
VI 事故が起こったときの手続き	11
VII 保険金をお支払いした後のご契約	11
VIII 警戒宣言発令後の地震保険の取り扱いについて	11
IX 火災保険の保険期間の途中で地震保険へのご加入をご希望される場合	12

普通保険約款と特約条項

地震保険普通保険約款	13
特約条項	
先物契約条項	22
長期保険保険料払込特約条項(地震保険用)	22
自動継続特約条項(地震保険・長期火災保険用)	22
共同保険に関する特約条項	23
積立型追加特約条項(地震保険用)	23
(対象商品:積立生活総合保険、新マンション総合保険(積立型)等)	
積立型追加特約条項(地震保険用)	27
(対象商品:積立個人財産総合保険)	

クーリングオフ

(契約申し込みの撤回等 (クーリングオフ) について)

保険期間が1年を超えるご契約の場合、ご契約のお申し込み後であっても次のとおりご契約のお申し込みの撤回または解除 (クーリングオフ) を行うことができます。

- (1) お客様がご契約を申し込まれた日またはクーリングオフ説明書を受領された日のいずれか遅い日から **8日以内**であれば、クーリングオフを行うことができます。
- (2) クーリングオフされる場合は、上記期間内 (8日以内の消印有効) に弊社の本社あてに**必ず郵便にてご通知ください。**
※ ご契約を申し込まれた取扱代理店・扱者では、クーリングオフのお申し出を受け付けることはできませんのでご注意ください。
- (3) クーリングオフされた場合には、すでにお払い込みになった保険料は、すみやかにお客様にお返しいたします。また、弊社および取扱代理店・扱者はクーリングオフによる損害賠償または違約金は一切請求いたしません。
ただし、ご契約を解除される場合には、保険期間の開始日からご契約の解除日までの期間に相当する保険料を日割りでお支払いいただく場合がございます。

《クーリングオフできない場合》

次のご契約は、クーリングオフはできませんのでご注意ください。

- ・ **保険期間が1年以下のご契約 (自動継続特約を付帯したご契約を含みます。)**
- ・ 営業または事業のためのご契約
- ・ 法人または法人でない社団・財団等が締結されたご契約
- ・ 保険金または満期返れい金請求権に質権が設定されたご契約
- ・ 保険金または満期返れい金請求権が担保として第三者に譲渡されたご契約
- ・ 金銭消費貸借契約その他の契約の債務の履行を担保するためのご契約
- ・ 法令により加入が義務付けられているご契約

なお、すでに保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、知らずにクーリングオフをお申し出の場合は、そのお申し出の効力は生じないものとします。

クーリングオフをご希望される場合は、はがきに次の必要事項をご記入のうえ、郵送してください。

《必要事項》

- (1) ご契約をクーリングオフする旨の記載
- (2) ご契約を申し込まれた方の住所、氏名（捺印）、連絡先電話番号
- (3) ご契約を申し込まれた年月日
- (4) ご契約を申し込まれた保険の内容
 - ① 保険種類
 - ② 証券番号（申込書控の右上に記載しております。）
 - ③ 領収証番号（②証券番号が不明の場合にのみご記入ください。保険料領収証の右上に記載しております。）
- (5) ご契約を取り扱った弊社営業店（申込書控の右上に記載がある場合にご記入ください。）
- (6) ご契約を取り扱った弊社代理店・扱者

《記 入 例》

郵便はがき

1 0 0 0 - 8 0 5 0

東京海上日動火災保険株式会社
東京 千代田区丸の内一丁目一
お客様相談センター
クーリングオフ係 行

下記の保険契約をクーリングオフします。

申込人住所 ○○○○○○○○
氏名 ○ ○ ○ ○ 印
TEL 自宅 ()
勤務先 ()

・ 申 込 日：平成○年○月○日

・ 保険種類：○○○○保険

・ 証券番号：○○○○○○○○○
(領収証番号：○○○○○○○)

・ 取扱営業店

・ 取扱代理店・扱者

I 地震保険の内容

1. 地震保険の対象（地震約款第3条→14ページ）

(1) 対象となるもの（保険の目的）

- ・ 居住用建物（住居のみに使用される建物および併用住宅）
- ・ 居住用建物に収容されている家財（生活用動産）

(2) 対象とならないもの

- ・ 店舗や事務所のみに使用されている建物、およびその建物に収容されている営業用什器・備品や商品などの動産
- ・ 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、自動車
- ・ 貴金属、宝石、書画、骨とう等で1個または1組の価額が30万円を超えるもの
- ・ 稿本（本などの原稿）、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物

※セットでご契約いただく火災保険の対象に含めている場合であっても、地震保険では対象となりません。

2. 地震保険の補償内容（地震約款第1条・第4条→13・14ページ）

地震・噴火またはこれらによる津波（以下、「地震等」といいます。）を原因とする火災、損壊、埋没、流失によって建物、家財に次の損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

	損害の程度	お支払いする保険金
建物	全損のとき	建物の地震保険金額の全額[時価限度]
	半損のとき	建物の地震保険金額の50%[時価の50%限度]
	一部損のとき	建物の地震保険金額の5%[時価の5%限度]
家財	全損のとき	家財の地震保険金額の全額[時価限度]
	半損のとき	家財の地震保険金額の50%[時価の50%限度]
	一部損のとき	家財の地震保険金額の5%[時価の5%限度]

※以上の損害に至らない場合は、保険金は支払われません。

※損害の程度である「全損」「半損」「一部損」については、後記II. 損害の認定基準について（5ページ）をご参照ください。

1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金総額が5兆円（平成19年5月現在）を超える場合、お支払いする保険金は下記の算式により計算した金額に削減されることがあります。（地震約款第6条→15ページ）

$$\text{お支払いする保険金} = \text{全損、半損または一部損の算出保険金} \times \frac{5 \text{ 兆円}}{\text{算出保険金総額}}$$

3. 保険金をお支払いできない主な場合（地震約款第2条→13ページ）

- ・ 建物・家財が地震等により損害を受けても、地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後生じた損害や、保険の目的（保険をつけた物）の紛失
- ・ 盗難の場合には保険金をお支払いできません。

II 損害の認定基準について

前記 I . 2 . の「全損」「半損」「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」にしたがって、次のとおり行います。

1. 建物の「全損」「半損」「一部損」

	認定の基準(①、②または③)		
損害の程度	①主要構造部 ※1(軸組、基礎、屋根、外壁等)の損害額	②焼失または流失した床面積	③床上浸水
全損 ※2	建物の時価の50%以上	建物の延床面積の70%以上	——
半損	建物の時価の20%以上50%未満	建物の延床面積の20%以上70%未満	——
一部損	建物の時価の3%以上20%未満	——	建物が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を受け損害が生じた場合で、当該建物が全損・半損・一部損に至らないとき

※1 地震保険でいう「主要構造部」とは、建築基準法施行令第1条第3号に掲げる構造耐力上主要な部分をいい、損害調査においては、建物の機能を確保する部位で、損害が外観上発生することが多い箇所を着目点としています。

※2 地震等を原因とする地すべりその他の災害による現実かつ急迫した危険が生じたため、建物全体が居住不能(一時的な場合を除きます。)となったときは、全損とみなします。

【建物の損害程度の認定方法】

(1) 木造建物

在来軸組工法の場合は「軸組(小屋組、内壁を含みます。)、基礎、屋根、外壁」、枠組壁工法の場合は「外壁、内壁(床組を含みます。)、基礎、屋根」に着目して被害程度を調査し、工法ごとの損害認定基準表(在来軸組工法：表1-1、枠組壁工法：表1-2を参照願います。)から損害割合を求め、それらを合算し、全損、半損、一部損の認定を行います。より詳細な調査を要する場合には、第二次査定を実施することがあります。

(2) 非木造建物

建物全体の沈下または傾斜の程度を調査し、沈下・傾斜による損害認定基準表(鉄筋コンクリート造：表2-1、鉄骨造：表2-3を参照願います。)から沈下・傾斜の損害割合を求めます。この損害割合が50%以上の場合は、その建物を全損と認定します。

沈下・傾斜がない場合や沈下・傾斜の損害割合が50%に達しない場合には、構造ごとに定めた着目点の被害程度を調査し、部分的被害による損害認定基準表(鉄筋コンクリート造：表2-2、鉄骨造：表2-4を参照願います。)から部分的被害の損害割合を求めます。沈下・傾斜による損害割合と部分的被害の損害割合を合算し、全損、半損、一部損の認定を行います。

2. 家財の「全損」「半損」「一部損」

損害の程度	認定の基準
全損	家財の損害額が家財の時価の80%以上
半損	家財の損害額が家財の時価の30%以上80%未満
一部損	家財の損害額が家財の時価の10%以上30%未満

【家財の損害程度の認定方法】

個々の家財の損傷状況によらず、家財を大きく5つ（①食器陶器類②電気器具類③家具類④身回品その他⑤衣類寝具類）に分類し、その中で一般的に所有されていると考えられる品目の損傷状況から、家財全体の損害割合を算出し、全損・半損・一部損の認定を行います。

※区分所有建物（分譲マンション等）の損害割合の取り扱い

- ①建物：1棟建物全体で損害認定し、専有部分の損害割合が1棟建物全体より大きい場合には、個別に認定します。
- ②家財：家財全体についてこれを収容する各専有部分ごとに行います。

【地震保険損害認定基準表（抜粋）】

(表1-1) 木造建物 在来軸組工法損害認定基準表

被害の程度(物理的損傷割合)		損害割合(%)			物理的損傷割合の求め方	
		平家建	2階建	3階建		
主要構造部	軸組	①3%以下	7	8	8	損傷柱本数 全柱本数
		②～③ 略	12～41	13～45	14～46	
		④40%を超える場合	全損とします			
	基礎	①5%以下	3	2	3	損傷布コンクリート長さ 外周布コンクリート長さ
		②～⑤ 略	5～11	4～11	5～12	
		⑥50%を超える場合	全損とします			
	屋根	①10%以下	2	1	1	屋根の葺替え面積 全屋根面積
		②～④ 略	4～8	2～4	1～3	
		⑤50%を超える場合	10	5	3	
外壁	①10%以下	2	2	2	損傷外壁面積 全外壁面積	
	②～⑤ 略	3～10	5～15	5～15		
	⑥70%を超える場合	13	20	20		

※建物の基礎全体が1/20(約3°)以上傾斜している場合は、建物全損と認定します。

※傾斜が1/20(約3°)以上ある柱の本数が建物全体の柱の本数の40%を超える場合は、建物全損と認定します。

※沈下している柱の本数が建物全体の柱の本数の40%を超える場合は、建物全損と認定します。

(表1-2) 枠組壁工法損害認定基準表

被害の程度(物理的損傷割合)		損害割合(%)	物理的損傷割合の求め方
主壁	①3%以下	2	1階の損傷外壁水平長さ 1階の外周延べ長さ
	②～⑥ 略	4～39	
	⑦25%を超える場合	全損	

要 構 造 部	内 壁	① 3%以下	3	1階の入隅損傷箇所合計×0.5 1階の入隅全箇所数	
		②～④ 略	5～35		
		⑤15%を超える場合	全損		
	基 礎	① 3%以下	1		損傷布コンクリート長さ 外周布コンクリート長さ
		②～⑦ 略	2～10		
		⑧35%を超える場合	全損		
	屋 根	① 3%以下	1	屋根の葺替え面積 全屋根面積	
		②～⑧ 略	2～9		
		⑨55%を超える場合	10		

※建物の基礎全体が1/20(約3°)以上傾斜している場合は、建物全損と認定します。

(表2-1) 非木造建物 鉄筋コンクリート造 沈下・傾斜による損害認定基準表

建 物 全 体 の 被 害	被 害 の 程 度		損害割合 (%)	
	最大沈下量 (沈下とは、 建物が地表面 より沈み込む もの。)	① 5cmを超え、10cm以下		3
②～⑩ 略			5～45	
⑪100cmを超える場合			全損	
傾 斜 (傾斜とは、 沈下を伴う傾 斜。)		①0.2/100(約0.1°)を超え、0.3/100(約0.2°)以下		3
		②～⑦ 略		5～40
		⑧2.1/100(約1.2°)を超える場合		全損

(表2-2) 非木造建物 鉄筋コンクリート造 部分的被害による損害認定基準表

被害の程度		被害の程度 (物理的損傷割合)	損害割合 (%)
I	近寄らないと見えにくい 程度のひび割れがある	①10%以下	0.5
		②～⑤ 略	1～4
		⑥50%を超える場合	5
II	肉眼ではつきり見える程 度のひび割れがある	① 5%以下	0.5
		②～⑩ 略	1～11
		⑪50%を超える場合	13
III	部分的にコンクリートが 潰れたり、鉄筋、接合鉄 筋・接合鋼板が見える程 度のひび割れがある	① 3%以下	2
		②～⑪ 略	3～25
		⑫50%を超える場合	30
IV	大きなひび割れやコンク リートの潰れが広い範囲 に生じ、手で突くとコン クリートが落下し、鉄筋 ・接合鉄筋・接合鋼板が 部分的または全部見える ような破壊がある 鉄筋の曲り、破断、脱落、 座屈がある	① 3%以下	3
		②～⑪ 略	5～45
		⑫50%を超える場合	全損

※すべての構造について損傷の最も大きい階に着目します。(ただし、最上階は除く。)

※壁式構造、壁式プレキャスト構造、中高層壁式ラーメン構造については、建物の長辺方向、短辺方向のうち損傷の大きい方向がわかる場合には、損傷の大きい方向に着目し、物理的損傷割合の調査を行います。

※ラーメン構造、壁式構造、壁式プレキャスト構造、中高層壁式ラーメン構造についてそれぞれ以下の着目点における物理的損傷割合を調査し、認定基準表から損害割合を求め、最も大きいものを部分的被害の損害割合とします。それに建物の沈下・傾斜による損害割合を加えて建物全体の損害割合を求め、損害認定を行います。

ラーメン構造：柱（柱はり接合部を含む）、はり

壁式構造：外部耐力壁、外部壁ばり

壁式プレキャスト構造：外部耐力壁、外部壁ばり、プレキャスト鉛直接合部、プレキャスト水平接合部

中高層壁式ラーメン構造：長辺方向は、柱（柱はり接合部を含む）、はり、短辺方向は外部耐力壁、外部壁ばり

(表2-3) 非木造建物 鉄骨造 沈下・傾斜による損害認定基準表

建物全体の被害	被害の程度		損害割合 (%)
	最大沈下量 (沈下とは、 建物が地表面 より沈み込む もの。) 傾斜 (傾斜とは、 沈下を伴う傾 斜。)	①10cmを超え、15cm以下	
②～⑤ 略			10～40
⑥40cmを超える場合			全損
①0.4/100(約0.2°)を超え、0.5/100(約0.3°)以下			3
②～⑤ 略			10～40
⑥3.0/100(約1.7°)を超える場合			全損

(表2-4) 非木造建物 鉄骨造 部分的被害による損害認定基準表

被害の程度		被害の程度 (物理的損傷割合)	損害割合 (%)
I	建具に建付不良がみられる 外壁および目地にわずかなひび割れ、わずかな不陸がある	①10%以下	1
		②～④ 略	2～4
		⑤50%を超える場合	5
II	建具に開閉困難がみられる 外壁の目地ずれ、ひび割れがある	①5%以下	1
		②～⑨ 略	2～12
		⑩50%を超える場合	15
III	建具の開閉不能、全面破壊がある 外壁に大きなひび割れや剥離、浮きだし、目地や隅角部に破壊がある	①3%以下	2
		②～⑩ 略	3～23
		⑪50%を超える場合	25
IV	外壁の面外への著しいはらみ出し、剥落、破壊、崩落がある	①3%以下	3
		②～⑨ 略	5～45
		⑩50%を超える場合	全損

※建物のすべての階に着目します。

※開口部（窓・出入口）および外壁の物理的損傷割合を調査し、損害認定基準表から損害割合を求め、最も大きい損害割合を部分的被害の損害割合とします。それに建物の沈下・傾斜による損害割合を加えて建物全体の損害割合を求め、損害認定を行います。

※ピロティ方式の建物の場合、ピロティ部分には、開口部（窓・出入口）、外壁が

ないので、ピロティの柱に着目します。柱の傾斜を調査し、その最大傾斜から「沈下・傾斜による損害認定基準表」により損害割合を算出したうえ、建物延床面積に対するピロティ部分の床面積の割合を乗じ、ピロティ部分の損害割合を求めます。ピロティ部分以外については、建物の開口部（窓・出入口）および外壁のうちいずれか大きい損害割合に建物延床面積に対するピロティ部分以外の床面積の割合を乗じ、ピロティ部分以外の損害割合を算出します。ピロティ部分の損害割合とピロティ部分以外の損害割合を合算し、部分的被害の損害割合を求めます。それに建物全体の沈下または傾斜による損害割合を加えて建物全体の損害割合を求め、損害認定を行います。

III ご契約時にご注意いただきたいこと

1. 地震保険の保険金額（ご契約金額）について

建物、家財ごとに、セットで契約する住まいの火災保険の保険金額の30%～50%の範囲で決めていただきます。ただし、建物は5,000万円、家財は1,000万円が限度額となります。すでに他の地震保険契約があつて追加契約するときは、限度額から他の地震保険金額の合計額を差し引いた残額が追加契約の限度額となります。マンション等の区分所有建物の場合は、各区分所有者ごとに限度額が適用されます。

2. セットで契約する住まいの火災保険との関係（地震約款第23条→17ページ）

(1)地震保険は、住まいの火災保険にセットして契約しなければその効力を生じません。

(2)セットで契約する住まいの火災保険が保険期間（ご契約期間）の途中で終了したときは、地震保険も同時に終了します。

3. セットで契約する住まいの火災保険の保険期間が1年を超える長期契約の場合の取り扱い

地震保険を1年間ずつ自動的に継続する方式や最高5年までの長期契約を組み合わせて火災保険契約の保険期間と合わせてご契約いただきます。

※保険期間が自動的に継続する方式のご注意

- ・保険期間の満了する3カ月前までに継続しない旨のお申し出がないかぎり自動的に継続されます。
- ・継続されるご契約の保険料は、一時払の場合は継続保険期間の初日までに、分割払の場合は継続前契約の最後の払込期日の属する月の翌月の応当日までに、団体扱・集団扱の場合は集金契約において定められた払込期日までにお支払いください。
- ・また、住まいの火災保険が積立型のご契約につきましては、積立型追加特約条項（地震保険用）、長期総合保険契約に付帯される場合の特則または積立団地保険契約に付帯される特則に定められた払込期日までにお支払いください。
- ・上記払込期日の属する月の翌月末までにお支払いのない場合には、自動継続後のご契約は遡及して失効し、保険金をお支払いできないことがあります。なお、住まいの火災保険が積立型のご契約につきましては、お払込済の保険料に基づき弊社の定めるところにより計算した金額の範囲内で保険料をお立替えします。この場合、お立替金額に対し利息をいただきます。お立替えができない場合は、ご契約は効力を失います。

4. 対象となる建物または対象となる家財を収容する建物の構造と所在地について

地震保険の保険料は、建物の構造および建物の所在地によって決まります。このため構造や所在地に誤りがないかご確認ください。

（建物の構造）

地震の揺れによる損壊や火災による焼損などの危険を勘案し、I構造*と□構

造*の2つに区分されています。

※セットで契約する住まいの火災保険の構造級別により区分されます。(イ構造→火災保険の構造がM・A・B構造または特・1・2級構造の場合、□構造→火災保険の構造がC・D構造または3・4級構造の場合)
(建物の所在地)

都道府県別に区分されています。

IV 地震保険の割引制度について

保険の目的である建物または保険の目的である家財を収容する建物(以下「対象建物」といいます。)が次のいずれかに該当する場合は、地震保険料率に所定の割引が適用されます(地震保険の保険期間の開始日より適用できる割引が異なります。)。なお、保険期間の途中において下記に定める資料のご提出があった場合は、資料のご提出があった日以降の未経過期間に対して割引が適用されます。なお、下記1.～4.の割引は重複して適用を受けることができません。

1. 免震建築物割引(平成19年10月1日以降、保険期間が開始するご契約が対象)

対象建物が、住宅の品質確保の促進等に関する法律(以下、「品確法」といいます。)に規定する日本住宅性能表示基準に定められた免震建築物であること。ただし、品確法に基づく建設住宅性能評価書(写)をご契約者よりご提出いただいた場合。

割引率	30%
-----	-----

2. 耐震等級割引(平成13年10月1日以降、保険期間が開始するご契約が対象)

対象建物が、品確法に規定する日本住宅性能表示基準に定められた耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)の評価指針」(以下、「評価指針」といいます。)に定められた耐震等級を有していること。ただし、品確法に基づく建設住宅性能評価書(写)または評価指針に基づく耐震性能評価書(写)をご契約者よりご提出いただいた場合。

耐震等級	割引率
3	30%
2	20%
1	10%

3. 耐震診断割引(平成19年10月1日以降、保険期間が開始するご契約が対象)

対象建物が、地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法(昭和56年6月1日施行)における耐震基準を満たす場合。ただし、耐震診断の結果により、国土交通省の定める基準(平成18年国土交通省告示185号)に適合することを地方公共団体、建築士などが証明した書類(写)、または耐震診断もしくは耐震改修の結果により減税措置を受けるための証明書(写)(耐震基準適合証明書、住宅耐震改修証明書、地方税法施行規則附則第7条第6項の規定に基づく証明書)をご契約者よりご提出いただいた場合。

割引率	10%
-----	-----

4. 建築年割引(平成13年10月1日以降、保険期間が開始するご契約が対象)

対象建物が、昭和56年6月1日以降に新築された建物であること。ただし、建物登記簿謄本(写)、建物登記簿権利証(写)、建築確認書(写)もしくは検査済証(写)等の対象建物の新築年月*が確認できる公的機関等が発行する書類(写)をご契約者よりご提出いただいた場合。*新築年が昭和57年以降である場合には新築年

- (注1)上記1. または2. の割引の適用を受けようとする場合で、地震保険契約締結時に建設住宅性能評価書が登録住宅性能評価機関より交付されていない場合には、設計住宅性能評価書(写)をご提出いただくことができます。
- (注2)上記4. の公的機関等とは国・地方公共団体、地方住宅供給公社、指定確認検査機関などをいいます。
- (注3)対象建物について、既にいずれかの割引が適用されている場合には、地震保険割引の種類(さらに耐震等級割引の場合は耐震等級、建築年割引の場合は新築年月)が確認できる保険証券(写)、保険契約証(写)、保険契約継続証(写)または異動承認書(写)をご提出いただくことができます。
- (注4)注3にかかわらず、継続契約(前契約(弊社契約に限る)の地震保険期間の終期または解約日を保険期間の初日とする地震保険契約のうち、対象建物が同一である保険契約をいいます。)に、前契約に適用されていた地震保険割引の種類および割引率と同一の地震保険割引の種類および割引率の適用を受けようとする場合には、上記1. ～4. のただし書の資料の提出を省略することができます。

V ご契約後にご注意いただきたいこと(地震約款第9条→15ページ)

ご契約後に次のようなことが生じたときは、すみやかに取扱代理店・扱者または弊社にご連絡ください。ご連絡がないと保険金をお支払いできないことがあります。

- (1)他の保険会社と地震等による事故を補償する保険契約を締結するとき
- (2)建物などを売却・譲渡等により名義を変更するとき
- (3)建物の構造または用途を変更するとき(例：併用住宅が専用店舗に変わった場合、鉄骨造建物に木造部分を増築した場合 等)
- (4)家財などを引っ越し等により他の場所に移転するとき
- (5)保険証券に記載されているご契約者様の住所を変更するとき

VI 事故が起こったときの手続き(地震約款第17条→17ページ)

地震保険で補償する事故が起こったときは、すみやかに取扱代理店・扱者または弊社にご連絡のうえ、保険金請求の手続きをお取りください。

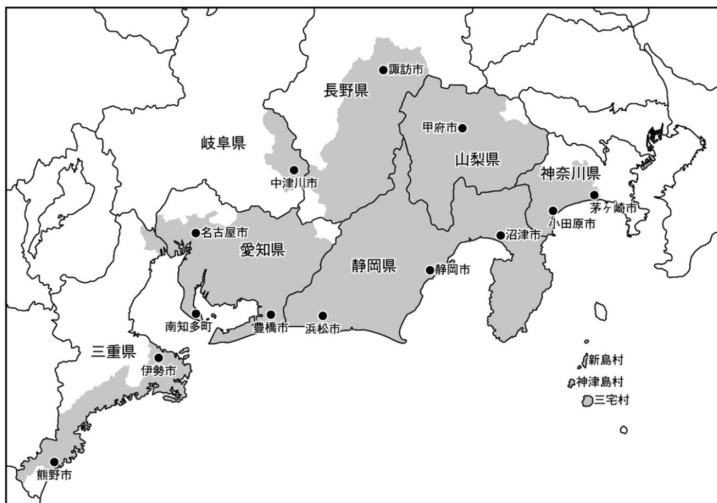
VII 保険金をお支払いした後のご契約(地震約款第22条→17ページ)

損害の認定が全損となり、保険金をお支払いしたときは、ご契約は損害発生時に終了します。全損以外の認定による保険金のお支払いの場合には、このご契約の保険金額(ご契約金額)は減額することはありません。

VIII 警戒宣言発令後の地震保険の取り扱いについて(地震約款第10条第2項→16ページ)

大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、その時から「地震保険に関する法律」に定める一定期間、下記の東海地震に係る地震防災対策強化地域内に所在する保険の目的(建物または家財)について、地震保険の新規契約および増額契約はお引き受けできません(同一物件・同一被保険者・保険金額が同額以下の更改契約は除きます。)のでご注意ください。

(参考) 東海地震に係る地震防災対策強化地域 (平成18年 4月3日現在)



都 県	市 町 村
東 京	<村> 新島、神津島、三宅
神 奈 川	<市> 平塚、小田原、茅ヶ崎、秦野、厚木、伊勢原、海老名、南足柄 <町村> 高座郡＝寒川；中郡＝大磯、二宮；足柄上郡＝中井、大井、松田、山北、開成；足柄下郡＝箱根、真鶴、湯河原
山 梨	<市> 甲府、富士吉田、都留、山梨、大月、韮崎、南アルプス、北杜、甲斐、笛吹、上野原、甲州、中央 <町村> 東八代郡＝芦川；西八代郡＝市川三郷；南巨摩郡＝増穂、鯉沢、早川、身延、南部；中巨摩郡＝昭和；南都留郡＝道志、西桂、忍野、山中湖、鳴沢、富士河口湖
長 野	<市> 岡谷、飯田、諏訪、伊那、駒ヶ根、茅野 <町村> 諏訪郡＝下諏訪、富士見、原；上伊那郡＝辰野、箕輪、飯島、南箕輪、中川、宮田；下伊那郡＝松川、高森、阿南、阿智、下條、天龍、泰阜、喬木、豊丘、大鹿
岐 阜	<市> 中津川
静 岡	全 域
愛 知	<市> 名古屋、豊橋、岡崎、半田、豊川、津島、碧南、刈谷、豊田、安城、西尾、蒲郡、常滑、新城、東海、大府、知多、知立、高浜、豊明、日進、田原、愛西、弥富 <町村> 愛知郡＝東郷、長久手；海部郡＝七宝、美和、甚目寺、大治、蟹江、飛島；知多郡＝阿久比、東浦、南知多、美浜、武豊；幡豆郡＝一色、吉良、幡豆；額田郡＝幸田；西加茂郡＝三好北設楽郡＝設楽、東栄；宝飯郡＝音羽、小坂井、御津
三 重	<市> 伊勢、桑名、尾鷲、鳥羽、熊野、志摩 <町村> 桑名郡＝木曾岬；度会郡＝大紀、南伊勢；北牟婁郡＝紀北

※地震防災対策強化地域である市町村と強化地域以外の市町村が合併した場合、合併後の市町村(新行政区画)が改めて強化地域として指定されるまでの間は、合併前の市町村区域(旧行政区画)が強化地域の対象となります。

IX 火災保険の保険期間の途中で地震保険へのご加入をご希望される場合

火災保険のご契約時に地震保険をご契約されなかった場合でも、火災保険の保険期間(ご契約期間)の途中から地震保険をご契約になることができます(ただし、上記Ⅷ.の場合を除きます。)ので、ご希望される場合には、取扱代理店・扱者または弊社までご連絡ください。

地震保険普通保険約款

★この地震保険普通保険約款は、地震保険契約が締結されている場合（即ち保険証券面上の地震契約の保険金額欄、保険料欄にそれぞれ金額が記載されている場合）にのみ適用されます。

第1章 保険金の支払

（保険金を支払う場合）

第1条 当会社は、この約款に従い、地震もしくは噴火またはこれらによる津波（以下「地震等」といいます。）を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって、保険の目的について生じた損害（地震等が生じた後における事故の拡大防止または緊急避難に必要な処置によって保険の目的について生じた損害を含みます。以下同様とします。）が全損、半損または一部損に該当するときは、保険金を支払います。

2 この約款において「全損」、「半損」および「一部損」とは、次の損害をいいます。

(1) 建物（居住の用に供する建物をいいます。以下同様とします。）の全損とは、建物の主要構造部（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条（用語の定義）第3号の構造耐力上主要な部分をいいます。以下同様とします。）の損害の額が、当該建物の保険価額（損害が生じた地および時における保険契約の目的の価額をいいます。以下同様とします。）の50%以上である損害または建物の焼失もしくは流失した部分の床面積の当該建物の延べ床面積に対する割合が70%以上である損害

(2) 建物の半損とは、建物の主要構造部の損害の額が、当該建物の保険価額の20%以上50%未満である損害または建物の焼失もしくは流失した部分の床面積の当該建物の延べ床面積に対する割合が20%以上70%未満である損害

(3) 建物の一部損とは、建物の主要構造部の損害の額が、当該建物の保険価額の3%以上20%未満である損害

(4) 生活用動産の全損とは、生活用動産の損害の額が、当該生活用動産の保険価額の80%以上である損害

(5) 生活用動産の半損とは、生活用動産の損害の額が、当該生活用動産の保険価額の30%以上80%未満である損害

(6) 生活用動産の一部損とは、生活用動産の損害の額が、当該生活用動産の保険価額の10%以上30%未満である損害

3 前項第1号から第3号までの建物の主要構造部の損害の額には、第1項の損害が生じた建物の原状回復のため地盤等の復旧に直接必要とされる最小限の費用を含むものとします。

4 地震等を直接または間接の原因とする地すべりその他の災害による現実かつ急迫した危険が生じたため、建物全体が居住不能（一時的な場合を除きます。）に至ったときは、これを地震等を直接または間接の

原因とする火災、損壊、埋没または流失によって生じた建物の全損とみなして保険金を支払います。

5 地震等を直接または間接の原因とすること水・融雪こう水等の水災によって建物が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被った結果、当該建物に損害が生じた場合（当該建物の第1項の損害が全損、半損または一部損に該当する場合を除きます。）には、これを地震等を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって生じた建物の一部損とみなして保険金を支払います。この場合において、「床上浸水」とは、居住の用に供する部分の床（畳敷または板張等のものをいい、土間、たたきの類を除きます。）を超える浸水をいいます。

6 前各項の損害の認定は、保険の目的が建物である場合には、当該建物ごとに行い、保険の目的が生活用動産である場合には、これを収容する建物ごとに行います。また、門、へいまたはかき（保険の目的に含まれる場合には、これらが付属する建物の損害の認定によるものとし、この場合において、第2項第1号から第3号までの建物の保険価額には当該門、へいまたはかきの保険価額を含みません。

（保険金を支払わない場合）

第2条 当会社は、地震等の際において、次の各号のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

(1) 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人（保険契約者または被保険者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意もしくは重大な過失または法令違反

(2) 被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者またはその者の法定代理人（その者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関）の故意もしくは重大な過失または法令違反。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。

(3) 保険の目的の紛失または盗難

(4) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）

(5) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下この号において同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故

2 当会社は、地震等が発生した日の翌日から起算し

て10日を経過した後が生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- 3 当会社は、保険証券記載の保険期間（以下「保険期間」といいます。）が始まった後でも、この保険契約の保険料とこの保険契約が付帯されている保険契約の保険料との合計額を領収する前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。第14条（保険料の返還または請求一告知・通知事項の承認の場合）の規定による当会社の保険料の請求に対し、保険契約者がその支払を怠ったときも、また同様とします。

（保険の目的の範囲）

第3条 この保険契約における保険の目的は、この保険契約が付帯されている保険契約の保険の目的のうち、建物または生活用動産に限られます。

2 前項の建物には、門、へいもしくはかきまたは物置、車庫その他の付属建物を含みます。

3 第1項の生活用動産には、建物の所有者でない者が所有する次の各号に掲げる物を含みます。

(1) 畳、建具その他の従物

(2) 電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備

4 第1項および前項の生活用動産には、次の各号に掲げる物を含みません。

(1) 通貨、有価証券、預金証書または貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物

(2) 自動車（自動三輪車および自動二輪車を含み、総排気量が125cc以下の原動機付自転車を除きます。）

(3) 貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの

(4) 稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物

(5) 商品、営業用什器・備品その他これらに類する物

（保険金の支払額）

第4条 当会社は、第1条（保険金を支払う場合）の保険金として次の各号の金額を支払います。

(1) 保険の目的である建物または生活用動産が全損となったときは、当該保険の目的の保険金額に相当する額。ただし、保険価額を限度とします。

(2) 保険の目的である建物または生活用動産が半損となったときは、当該保険の目的の保険金額の50%に相当する額。ただし、保険価額の50%に相当する額を限度とします。

(3) 保険の目的である建物または生活用動産が一部損となったときは、当該保険の目的の保険金額の5%に相当する額。ただし、保険価額の5%に相当する額を限度とします。

2 前項の場合において、この保険契約の保険の目的である次の各号の建物または生活用動産について、この保険契約の保険金額がそれぞれ次の各号に規定する額（以下「限度額」といいます。）を超えるときは、限度額をこの保険契約の保険金額とみなし前項

の規定を適用します。

(1) 同一構内に所在し、かつ、同一被保険者の所有に属する建物 5,000万円

(2) 同一構内に所在し、かつ、同一被保険者の世帯に属する生活用動産 1,000万円

3 前項各号の建物または生活用動産について、地震保険に関する法律（昭和41年法律第73号）（以下「法」といいます。）第2条（定義）第2項の地震保険契約でこの保険契約以外のものが締結されている場合において、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が前項各号の限度額または保険価額のいずれか低い額を超えるときは、当会社は、次の各号の算式によって算出した額をもってこの保険契約の保険金額とみなし、第1項の規定を適用します。

(1) 建物

5,000万円 また
は保険価額のい
づれか低い額 \times $\frac{\text{この保険契約の建物についての保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の建物についての保険金額の合計額}}$

(2) 生活用動産

1,000万円 また
は保険価額のい
づれか低い額 \times $\frac{\text{この保険契約の生活用動産についての保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の生活用動産についての保険金額の合計額}}$

4 当会社は、第2項第1号の建物のうち被保険者の世帯と異なる世帯が居住する他の建物があるとき、または同号の建物が2以上の世帯の居住する共同住宅であるときは、居住世帯を異にする当該建物または戸室ごとに前2項の規定をそれぞれ適用します。

5 前3項の規定により、当会社が保険金を支払った場合には、次の各号の残額に対する保険料を返還します。

(1) 第2項の規定により保険金を支払ったときは、この保険契約の保険金額から同項各号の限度額を差し引いた残額

(2) 第3項の規定により保険金を支払ったとき（第2項各号の建物または生活用動産について、それぞれの保険契約の保険金額の合計額が同項各号に規定する限度額を超えるときに限ります。）は、この保険契約の保険金額から次のイまたはロの算式によって算出した額を差し引いた残額

イ 建物

第2項第1号に規定する限度額 \times $\frac{\text{この保険契約の建物についての保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の建物についての保険金額の合計額}}$

ロ 生活用動産

第2項第2号に規定する限度額 \times $\frac{\text{この保険契約の生活用動産についての保険金額}}{\text{それぞれの保険契約の生活用動産についての保険金額の合計額}}$

6 当会社が保険金を支払ったときでも、保険の目的の残存物の所有権は、当会社に移転しません。

（包括して契約した場合の保険金の支払額）

第5条 2以上の保険の目的を1保険金額で契約した場合には、それぞれの保険価額の割合によって保険金額をあん分し、そのあん分額をそれぞれの保険の目的に対する保険金額とみなし、おのおの別に前条の規定を適用します。

(保険金支払についての特則)

第6条 法第4条(保険金の削減)の規定により当会社が支払うべき保険金を削減するおそれがあるときは、当会社は、法およびこれに基づく法令の定めるところに従い、支払うべき保険金の一部を概算払い、支払うべき保険金が確定した後に、その差額を支払います。

2 法第4条(保険金の削減)の規定により当会社が支払うべき保険金を削減する場合には、当会社は、法およびこれに基づく法令の定めるところに従い算出された額を保険金として支払います。

(2以上の地震等の取扱い)

第7条 この保険契約においては、72時間以内に生じた2以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。ただし、被災地域が全く重複しない場合には、この限りではありません。

第2章 告知義務・通知義務等

(告知義務)

第8条 保険契約締結の際、保険契約者またはその代理人が、故意または重大な過失によって、保険契約申込書の記載事項について、当会社に知っている事実を告げなかったときまたは不実のことを告げたときは、当会社は、保険証券記載の保険契約者の住所(次条第5項の規定による通知があった場合はその住所または通知先をいいます。以下同様とします。)にあてた書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。他人のために保険契約を締結する場合には、保険契約者またはその代理人が、自己に過失があると否とを問わず、被保険者またはその代理人の故意または重大な過失によって、知っている事実を告げなかったときまたは不実のことを告げるに至ったときも、また同様とします。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には適用しません。

(1) 前項に規定する告げなかった事実または告げた不実のことがなくなった場合

(2) 当会社が保険契約締結の際、前項に規定する告げなかった事実もしくは告げた不実のことを知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合

(3) 保険契約者または被保険者が、第1条(保険金を支払う場合)の保険金を支払うべき損害が発生する前に保険契約申込書の記載事項についての更正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、更正の申出を受けた場合において、その更正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険

契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。

(4) 当会社が前項に規定する告げなかった事実または告げた不実のことを知った日からその日を含めて保険契約を解除しないで30日を経過した場合

3 第1項に規定する告げなかった事実または告げた不実のことが、当会社が行う危険測定に関係のないものであった場合には、同項の規定を適用しません。ただし、保険の目的と同一の構内に所在する第4条(保険金の支払額)第2項各号の建物または生活用動産について締結された地震等による事故に対して保険金を支払う他の保険契約に関する事項については、この限りではありません。

4 第1条(保険金を支払う場合)の保険金を支払うべき損害が発生した後に第1項の規定による解除が行われた場合でも、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができません。この規定は、第13条(保険契約解除の効力)の規定とはかかわりありません。

5 前項の規定は、第1条(保険金を支払う場合)の保険金を支払うべき損害が第1項に規定する告げなかった事実または告げた不実のことに基づかないことを保険契約者または被保険者が証明したときは、適用しません。

(通知義務)

第9条 保険契約締結の後、次の各号のいずれかに該当する事実が発生した場合には、保険契約者または被保険者は、事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰すことのできない事由によるときはその発生を知った後、遅滞なく、その旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなった後は、この限りではありません。

(1) 保険の目的と同一の構内に所在する第4条(保険金の支払額)第2項各号の建物または生活用動産について、他の保険者と地震等による事故に対して保険金を支払う保険契約を締結すること。

(2) 保険の目的を譲渡すること。

(3) 保険の目的である建物または保険の目的を収容する建物の構造または用途を変更すること。

(4) 保険の目的を他の場所に転移すること。ただし、地震等による事故を避けるために、他に搬出した場合の5日間については、この限りではありません。

2 前項に規定する手続を怠った場合には、当会社は、同項の事実が発生した時または保険契約者もしくは被保険者がその発生を知った時から当会社が承認請求書を受領するまでの間に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、同項第3号に規定する事実が発生した場合において、変更後の保険料率に変更前の保険料率より高くならなかったときは、この限りではありません。

3 第1項各号のいずれかに該当する事実がある場合(前項ただし書の規定に該当する場合を除きます。)

には、当会社は、その事実について承認請求書を受領したと否とを問わず、保険証券記載の保険契約者の住所にあてた書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- 4 前項に基づく当会社の解除権は、当社が第1項の事実を知った日からその日を含めて30日以内に行使しなければ消滅します。
- 5 保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更したときは、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。
- 6 保険契約者が前項の規定による通知をしなかったときは、当会社の知った最終の住所または通知先に送付した通知は、通常到達するために要する期間を経過した時に保険契約者に到達したものとみなします。

(保険契約の無効)

第10条 保険契約締結の際、次の各号のいずれかに該当する事実があったときは、保険契約は無効とします。

- (1) 他人のために保険契約を締結する場合において、保険契約者が、その旨を保険契約申込書に明記しなかったとき。
 - (2) 保険契約者または被保険者が、保険の目的に既に第1条（保険金を支払う場合）の保険金を支払うべき損害が生じていたことまたは地震等による火災、損壊、埋没もしくは流失の現実かつ急迫の危険が生じていることを知っていたとき。
- 2 大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)第9条（警戒宣言等）第1項に基づく地震災害に関する警戒宣言（以下この項において「警戒宣言」といいます。）が発せられたときは、同法第3条（地震防災対策強化地域の指定等）第1項の規定により地震防災対策強化地域として指定された地域のうち、当該警戒宣言に係る地域内に所在する保険の目的について当該警戒宣言が発せられた時から同法第9条第3項の規定に基づく地震災害に関する警戒解除宣言が発せられた日（当該警戒宣言に係る大規模な地震が発生した場合は、財務大臣が地震保険審査会の議を経て告示により指定する日）までの間に締結された保険契約は無効とします。ただし、警戒宣言が発せられた時までには締結されていた保険契約の期間満了に伴い、被保険者および保険の目的を同一として引き続き締結された保険契約については、この限りではありません。この場合において当該保険契約の保険金額が直前に締結されていた保険契約の保険金額を超過したときは、その超過した部分については保険契約は無効とします。

(保険契約の失効)

第11条 保険契約締結の後、保険の目的の全部が滅失した場合には、その事実が発生した時に保険契約は、その効力を失います。ただし、第22条（保険金支払後の保険契約）第1項の規定により保険契約が終了した場合を除きます。

- 2 おのおの別に保険金額を定めた保険の目的が2以

上ある場合には、それぞれについて、前項の規定を適用します。

(保険契約者による保険契約の解除)

第12条 保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。ただし、保険金請求権の上に質権または譲渡担保権が設定されているときは、この解除権は、質権者または譲渡担保権者の書面による同意を得た後でなければ行使できません。

(保険契約解除の効力)

第13条 保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

(保険料の返還または請求一告知・通知事項の承認の場合)

第14条 第8条（告知義務）第2項第3号の規定による承認をする場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

- 2 第9条（通知義務）第1項の規定による承認をする場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき、未經過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還または請求します。

(保険料の返還—無効、失効等の場合)

第15条 保険契約が無効または失効の場合において、保険契約者または被保険者に故意または重大な過失があったときは、当会社は、既に払い込まれた保険料を返還しません。

- 2 保険契約が無効または失効の場合において、保険契約者および被保険者に故意および重大な過失がなかったときは、当会社は、無効の場合には既に払い込まれた保険料の全額を返還し、失効の場合には未經過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。ただし、失効の場合において、既経過期間中に、第1条（保険金を支払う場合）の保険金を支払うべき損害が発生していたときは、その保険金相当額に対応する保険料は返還しません。
- 3 この保険契約が付帯されている保険契約がその普通保険約款の規定により保険金が支払われたために終了した結果、この保険契約が第23条（付帯される保険契約との関係）第2項の規定により終了する場合には、当会社は、未經過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。前項ただし書の規定は、この場合に準用します。
- 4 保険期間が1年を超える保険契約の無効、失効等の場合には、当社がこれを知った日の属する契約年度に対する保険料については、前3項の規定によることとし、その後の年度に対する保険料については、当会社は、その全額を返還します。ただし、第2項に規定する無効の場合には、当会社は、保険料の全額を返還します。

(保険料の返還—解除の場合)

第16条 第8条（告知義務）第1項の規定により、当

会社が保険契約を解除したときは、当会社は、既に払い込まれた保険料を返還しません。

- 第9条（通知義務）第3項の規定により、当社が保険契約を解除したときは、当会社は、未經過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。ただし、既経過期間中に、第1条（保険金を支払う場合）の保険金を支払うべき損害が発生していた場合には、その保険金相当額に対応する保険料は返還しません。
- 第12条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が保険契約を解除したときは、当会社は、既に払い込まれた保険料から既経過期間に対し別表に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。前項ただし書の規定は、この場合に準用します。
- 保険期間が1年を超える保険契約の解除の場合には、その解除のあった日の属する契約年度に対する保険料については、前3項の規定によることとし、その後の年度に対する保険料については、当会社は、その全額を返還します。

第3章 損害の発生

（損害発生の場合の手續）

- 第17条 保険契約者または被保険者は、保険の目的について第1条（保険金を支払う場合）の保険金を支払うべき損害が生じたことを知ったときは、これを当会社に遅滞なく通知し、かつ、損害見積書に当会社の要求するその他の書類を添えて、同条の保険金を支払うべき損害の発生を通知した日からその日を合せて30日以内に当会社に提出しなければなりません。
- 保険の目的について損害が生じたときは、当会社は、当該保険の目的もしくはその保険の目的が所在する構内を調査することまたはその構内に所在する被保険者の所有物の全部もしくは一部を調査することもしくは一時他に移転することができます。
- 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく第1項の規定に違反したときまたは同項に規定する提出書類につき知っている事実を表示しなかったときもしくは不実の表示をしたときは、当会社は、保険金を支払いません。

（損害防止義務）

- 第18条 保険契約者または被保険者は、地震等が生じたときは、自らの負担で、損害の防止または軽減に努めなければなりません。

（評価人および裁定人）

- 第19条 保険価額または第1条（保険金を支払う場合）の損害の認定について、当会社と保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者との間で争いが生じた場合は、その争いは当事者双方が書面によって選定する各1名ずつの評価人の判断に任せます。この場合において、評価人の間で意見が一致しないときは、双方の評価人が選定する1名の裁定人がこ

れを裁定するものとします。

- 当事者は、自己の選定した評価人の費用（報酬を含みます。）を各自負担し、その他の費用（裁定人に対する報酬を含みます。）については、半額ずつこれを負担するものとします。

（代位）

- 第20条 当会社は、第1条（保険金を支払う場合）の保険金を支払うべき損害に対して保険金を支払ったときは、その支払った保険金の額を限度として、かつ、被保険者の権利を書さない範囲内で、被保険者がその損害につき第三者（他人のためにする保険契約の場合の保険契約者を含みます。）に対して有する権利を代位取得します。

- 保険契約者および被保険者は、当社が取得する前項の権利の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

（保険金の支払時期）

- 第21条 当会社は、保険契約者または被保険者が第17条（損害発生の場合の手續）の規定による手續をした日からその日を含めて30日以内に、保険金を支払います。ただし、当社が、この期間内に必要な調査を終えることができないときは、これを終えた後、遅滞なく、保険金を支払います。

- 当会社は、第6条（保険金支払についての特則）の規定により保険金（概算払の場合を含みます。）を支払う場合には、前項の規定にかかわらず、支払うべき金額が確定した後、遅滞なく、これを支払います。

（保険金支払後の保険契約）

- 第22条 当社が第4条（保険金の支払額）第1項第1号の保険金を支払ったときは、この保険契約は、その保険金支払の原因となった損害が生じた時に終了します。

- 前項の場合を除き、当社が保険金を支払った場合においても、この保険契約の保険金額は、減額することはありません。ただし、第4条（保険金の支払額）第5項の規定が適用される場合には、保険金額から同項各号の残額を差し引いた金額を同項の規定を適用する原因となった損害が生じた時以後の保険期間に対する保険金額とします。

- おのおの別に保険金額を定めた保険の目的が2以上ある場合には、それぞれについて、前2項の規定を適用します。

第4章 その他

（付帯される保険契約との関係）

- 第23条 この保険契約は、保険契約者、被保険者および保険の目的を共通にする法第2条（定義）第2項第3号に規定する保険契約に付帯して締結しなければその効力を生じないものとします。
- この保険契約が付帯されている保険契約が保険期

間の中途において終了したときは、この保険契約も同時に終了するものとします。

(保険責任の始期および終期)

第24条 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時(保険証券にこれと異なる時刻が記載されているときはその時刻)に始まり、末日の午後4時に終わります。

(保険契約の継続)

第25条 保険契約の満了に際し、保険契約を継続しようとする場合に、保険契約申込書に記載した事項および保険証券に記載された事項に変更があったときは、保険契約者またはその代理人は、これを当会社に告げなければなりません。この場合の告知については、第8条(告知義務)の規定を適用します。

2 保険契約の継続の場合には、新たに保険証券を発行しないで、従前の保険証券と保険契約継続証をもってこれに代えることができます。

3 第2条(保険金を支払わない場合)第3項の規定は、継続保険契約の保険料についても、これを適用します。

(保険契約者または被保険者が複数の場合の取扱い)

第26条 この保険契約について、保険契約者または被保険者が2名以上であるときは、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または被保険者を代理するものとします。

2 前項の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または被保険者の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または被保険者に対しても効力を有するものとします。

3 保険契約者または被保険者が2名以上である場合には、おのおのの保険契約者または被保険者は連帯してこの保険契約上の義務を負うものとします。

(訴訟の提起)

第27条 この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

(準 抛 法)

第28条 この約款に規定のない事項については、日本の法令に準拠します。

(付則一区分所有建物に関する特別一その1)

第29条 保険の目的が区分所有建物の専有部分または共用部分である場合には、第1条(保険金を支払う場合)の損害の認定は、専有部分については、個別に行い、また、共用部分については、当該区分所有建物全体の損害の認定によるものとします。

2 門、へいまたはかきが保険の目的に含まれる場合には、これらが付属する区分所有建物の共用部分の損害の認定によるものとします。この場合において、第1条(保険金を支払う場合)第2項第1号から第3号までの建物の保険価額は当該門、へいまたはかきの保険価額を含みません。

3 保険の目的が生活用動産である場合には、第1条(保険金を支払う場合)の損害の認定は、当該生活

用動産の全体について、これを収容する専有部分ごとに行います。

4 居住の用に供されない専有部分およびその共用部分の共有持分は、保険の目的に含まれません。

5 専有部分および共用部分を1保険金額で契約した場合には、それぞれの部分を別の保険の目的とみなして第4条(保険金の支払額)第1項および次項の規定を適用します。この場合において、それぞれの部分の保険価額の割合(専有部分の保険価額と共用部分の共有持分の保険価額との合計額に対する専有部分の保険価額の割合が保険証券に明記されていない場合には、専有部分の保険価額の割合は40%とみなします。)によって保険金額をあん分し、そのあん分額をそれぞれの部分に対する保険金額とみなします。

6 専有部分または共用部分について締結された、法第2条(定義)第2項のすべての地震保険契約の保険金額の合計額が、第4条(保険金の支払額)第2項第1号もしくは同条第4項の規定による限度額または保険価額のいずれか低い額を超えるときは、次の各号によって算出した額を、この保険契約における専有部分または共用部分に対する保険金額とみなして、同条第1項の規定を適用します。

この保険契約における(1)専有部分のみなし保険金額 \times 第4条第2項第1号もしくは同条第4項の規定による限度額または保険価額のいずれか低い額 \times この保険契約の専有部分の保険金額 \times すべての地震保険契約の専有部分および共用部分に対する保険金額の合計額

この保険契約における(2)共用部分のみなし保険金額 \times 第4条第2項第1号もしくは同条第4項の規定による限度額または保険価額のいずれか低い額 \times この保険契約の共用部分の保険金額 \times すべての地震保険契約の専有部分および共用部分に対する保険金額の合計額

(付則一区分所有建物に関する特別一その2)

第30条 次の各号に掲げる規定は、区分所有建物に関する特別においては適用しません。

(1) 第1条(保険金を支払う場合)第6項

(2) 第4条(保険金の支払額)第3項第1号

2 この特別の適用については、次の各号に掲げる規定を次のとおり読み替えます。

(1) 第3条(保険の目的の範囲)第1項、第4条(保険金の支払額)第1項各号、第8条(告知義務)第3項および第9条(通知義務)第1項の規定中「建物」とあるのは「専有部分もしくは共用部分」

(2) 第3条第2項の規定中「建物には」とあるのは「共用部分には」

(3) 第3条第3項の規定中「建物」とあるのは「専有部分」

(4) 第4条第2項本文の規定中「建物または生活用動産について、この保険契約の保険金額」とあるのは「専有部分の保険金額と共用部分の保険金額との合計額または生活用動産の保険金額」

(5) 第4条第2項第1号および同条第4項の規定中「建物」とあるのは「専有部分および共用部分」

別表(第16条(保険料の返還—解除の場合)第3項関係)

短期料率表

短期料率は、年料率に下記割合を乗じたものとする。

既経過期間	割合(%)
7日まで	10
15日まで	15
1か月まで	25
2か月まで	35
3か月まで	45
4か月まで	55
5か月まで	65
6か月まで	70
7か月まで	75
8か月まで	80
9か月まで	85
10か月まで	90
11か月まで	95
1年まで	100

長期総合保険契約に付帯される場合の特則

この保険契約が付帯される保険契約が長期総合保険の場合には、この特則が適用されます。

(読み替え規定)

第1条 第1章第2条(保険金を支払わない場合)第3項の規定中「この保険契約の保険料とこの保険契約が付帯されている保険契約の保険料との合計額」とあるのは、「この保険契約の第1回保険料と、この保険契約が付帯されている長期総合保険契約の第1回保険料との合計額」と読み替えます。

(保険料の払込方法)

第2条 第2回以後の保険料(この特則第7条(自動継続)第1項の規定により自動的に継続された保険契約(以下「自動継続契約」といいます。)の第1回保険料および第2回以後の保険料を含みます。以下同様とします。)は、保険証券に記載された払込期日(以下「払込期日」といいます。)までに払い込まなければなりません。

2 この保険契約または自動継続契約が失効し、または解除された場合において、当該保険契約の保険期間内に保険金を支払うべき事故が生じており、かつ、失効した日または解除された日以降に払い込むべき当該保険契約の保険料のうち未払込部分があるときは、保険契約者は、その全額を一時に払い込まなければなりません。

3 この保険契約または自動継続契約が第3章第22条

(保険金支払後の保険契約)第1項に規定する保険金の支払によって終了する場合において、その保険金支払の原因となった損害が生じた日以降に払い込むべき当該保険契約の保険料のうち未払込部分があるときは、保険契約者は、当該保険金の支払を受ける以前に、その全額を一時に払い込まなければなりません。

4 当会社は、保険料のうち前2項に規定する未払込部分があるときは、この保険契約が付帯されている長期総合保険契約の失効もしくは解除の場合の返れい金もしくはは終了の事由となる保険金または前項に規定する保険金から前2項に規定する未払込部分の保険料相当額を差し引き、その払込みに充当することができるとします。

5 この保険契約が付帯される長期総合保険契約の保険期間の初日(当日以外)の時にこの保険契約を付帯するときは、第1項の規定にかかわらず、保険契約者は、保険料を一時に払い込まなければなりません。

(保険料払込方法の変更)

第3条 保険契約者は、当会社の承認を得て、保険料の払込方法を変更することができます。

(第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力)

第4条 この特則第2条(保険料の払込方法)第1項の規定にかかわらず、第2回以後の保険料の払込みの猶予期間(以下「払込猶予期間」といいます。)は、払込期日の属する月の翌月末日までとします。ただし、保険証券記載の保険料の払込方法が月払の場合には、最終回の直前回の保険料(この保険契約が付帯されている長期総合保険契約の最終保険年度の場合に限り)に限り、払込猶予期間を払込期日の属する月の翌々月末日までとします。

2 払込猶予期間がこの保険契約が付帯されている長期総合保険契約の保険期間の満了する日の属する月の末日までとなる保険料のうち未払込部分があるときは、保険契約者からあらかじめ反対の申し出がない限り、その全額をこの保険契約が付帯されている長期総合保険契約の満期返れい金から差し引き、保険料の払込みに充当します。

3 前項の規定が適用される場合を除き、払込猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、この保険契約または自動継続契約は、払込猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。

(保険料の振替貸付)

第5条 この条の規定は、この保険契約が付帯されている長期総合保険契約に地震保険契約の保険料への振替貸付等に関する特約が付帯されている場合に適用します。

2 前条(第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力)第3項の規定にかかわらず、払込猶予期間内に保険料が払い込まれない場合には、当会社は、保険契約者からあらかじめ反対の申し出がない限り、この保険契約が付帯されている長期総合保険契約の普通保険料款および地震保険契約の保険料への振替貸付等に関する特約の規定により、払い込まれ

なかつた保険料に相当する額を払込猶予期間の満了日に自動的に保険契約者に貸し付けて保険料の払込みに充当し、この保険契約または自動継続契約を有効に継続させます。

(告知義務、通知義務による保険料の払込期限)

第6条 第2章第14条(保険料の返還または請求一告知・通知事項の承認の場合)の規定により請求された保険料(この保険契約に長期保険保険料払込特約が付帯されている場合には、同特約第1条(保険料の返還または請求一通知事項の承認の場合)の規定により請求された保険料を含みます。)、当会社の承認した日の属する月の翌月末日(次項において「払込期限」といいます。)までに払い込まなければなりません。

2 前項の場合において、当会社の請求した保険料の払込みがなかつたときは、この保険契約または自動継続契約は、払込期限の翌日から効力を失います。ただし、この保険料の払込みについても前条(保険料の振替貸付)の規定を準用するものとし、これにより当社が振替貸付を行なった場合には、この限りではありません。

(自動継続)

第7条 この保険契約は保険期間が満了する日の3か月前の日までに保険契約者または当社から書面による反対の申し出がない場合には、保険期間を満了となる保険契約と同一の年数(この保険契約が付帯される長期総合保険契約の保険期間の初日応当日以外の時)にこの保険契約を付帯したときは、1年とします。)とする継続の申し出があったものとして自動的に継続され、以後この保険契約が付帯されている長期総合保険契約の保険期間が満了するまでこれを繰り返すものとします。ただし、法またはこれに基づく法令が改正されたことに伴い、この保険契約の保険金額を変更する必要が生じた場合は、この限りではありません。

2 自動継続契約の保険期間の終期は、いかなる場合もこの保険契約が付帯されている保険契約の終期を超えないものとします。

3 自動継続契約については、当社は、保険契約者から請求がないかぎり、新たに保険証券を発行しないで、従前の保険証券と当該自動継続契約の保険料(保険料が2回以上に分割して支払われるべき場合においては、その第1回保険料。次項において同様とします。)に対する領収証をもつてこれに代えることができます。

4 この保険契約または自動継続契約に適用した料率が改定された場合には、当社は、料率が改定された日以後第1項の規定によって保険期間が開始する自動継続契約の保険料を変更します。

5 第1項の規定は、第2章第8条(告知義務)第1項および第9条(通知義務)第3項の効力を妨げないものとします。

6 第1項から第4項までの規定は、第4章第25条(保険契約の継続)の規定とはかわりありません。

積立団地保険契約に付帯される場合の特則

この保険契約が付帯される保険契約が積立団地保険の場合には、この特則が適用されます。

(読み替え規定)

第1条 第1章第2条(保険金を支払わない場合)第3項の規定中「この保険契約の保険料とこの保険契約が付帯されている保険契約の保険料との合計額」とあるのは、「この保険契約の第1回保険料と、この保険契約が付帯されている積立団地保険契約の第1回保険料との合計額」と読み替えます。

(保険料の払込方法)

第2条 第2回以後の保険料(この特則第7条(自動継続)第1項の規定により自動的に継続された保険契約(以下「自動継続契約」といいます。))の第1回保険料および第2回以後の保険料を含みます。以下同様とします。)、は、保険証券に記載された払込期日(以下「払込期日」といいます。)までに払い込まなければなりません。

2 この保険契約または自動継続契約が失効し、または解除された場合において、当該保険契約の保険期間内に保険金を支払うべき事故が生じており、かつ、失効した日または解除された日以降に払い込むべき当該保険契約の保険料のうち未払込部分があるときは、保険契約者は、その全額を一時に払い込まなければなりません。

3 この保険契約または自動継続契約が第3章第22条(保険金支払後の保険契約)第1項に規定する保険金の支払によって終了する場合において、その保険金支払の原因となった損害が生じた日以降に払い込むべき当該保険契約の保険料のうち未払込部分があるときは、保険契約者は、当該保険金の支払を受ける以前に、その全額を一時に払い込まなければなりません。

4 当社は、保険料のうち前2項に規定する未払込部分があるときは、この保険契約が付帯されている積立団地保険契約の失効もしくは解除の場合の返れい金もしくは終了の事由となる保険金または前項に規定する保険金から前2項に規定する未払込部分の保険料相当額を差し引き、その払込みに充当することができるとします。

5 この保険契約が付帯される積立団地保険契約の保険期間の初日応当日以外の時にこの保険契約を付帯するときは、第1項の規定にかかわらず、保険契約者は、保険料を一時に払い込まなければなりません。

(保険料払込方法の変更)

第3条 保険契約者は、当社の承認を得て、保険料の払込方法を変更することができます。

(第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力)

第4条 この特別第2条(保険料の払込方法)第1項の規定にかかわらず、第2回以後の保険料の払込みの猶予期間(以下「払込猶予期間」といいます。))は、払込期日の属する月の翌月末日までとします。ただし、保険証券記載の保険料の払込方法が月払の場合

には、最終回の直前回の保険料（この保険契約が付帯されている積立団地保険契約の最終保険年度の場合に限り、）に限り、払込猶予期間を払込期日の属する月の翌々月末日までとします。

- 2 払込猶予期間がこの保険契約が付帯されている積立団地保険契約の保険期間の満了する日の属する月の末日までとなる保険料のうち未払込部分があるときは、保険契約者からあらかじめ反対の申出がない限り、その全額をこの保険契約が付帯されている積立団地保険契約の満期返れい金から差し引き、保険料の払込みに充当します。
- 3 前項の規定が適用される場合を除き、払込猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、この保険契約または自動継続契約は、払込猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。

（保険料の振替貸付）

第5条 この条の規定は、この保険契約が付帯されている積立団地保険契約に地震保険契約の保険料への振替貸付等に関する特約が付帯されている場合に適用します。

- 2 前条（第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力）第3項の規定にかかわらず、払込猶予期間内に保険料が払い込まれない場合には、当会社は、保険契約者からあらかじめ反対の申出がないかぎり、この保険契約が付帯されている積立団地保険契約の普通保険約款および地震保険契約の保険料への振替貸付等に関する特約の規定により、払い込まれなかった保険料に相当する額を払込猶予期間の満了日に自動的に保険契約者に貸し付けて保険料の払込みに充当し、この保険契約または自動継続契約を有効に継続させます。

（告知義務、通知義務による保険料の払込期限）

第6条 第2章第14条（保険料の返還または請求一告知・通知事項の承認の場合）の規定により請求された保険料（この保険契約に長期保険保険料払込特約が付帯されている場合には、同特約第1条（保険料の返還または請求一通知事項の承認の場合）の規定により請求された保険料を含みます。）は、当会社の承認した日の属する月の翌々末日（次項において「払込期限」といいます。）までに払い込まなければなりません。

- 2 前項の場合において、当会社の請求した保険料の払込みがなかったときは、この保険契約または自動継続契約は、払込期限の翌日から効力を失います。ただし、この保険料の払込みについても前条（保険料の振替貸付）の規定を準用するものとし、これにより当会社が振替貸付を行なった場合には、この限りではありません。

（自動継続）

第7条 この保険契約は保険期間が満了する日の3か月前の日までに保険契約者または当会社から書面による反対の申出がない場合には、保険期間を満了となる保険契約と同一の年数（この保険契約が付帯される積立団地保険契約の保険期間の初日応当日以外

の時にこの保険契約を付帯したときは、1年とします。）とする継続の申出があつたものとして自動的に継続され、以後この保険契約が付帯されている積立団地保険契約の保険期間が満了するまでこれを繰り返すものとし、

ただし、法またはこれに基づく法令が改正されたことに伴い、この保険契約の保険金額を変更する必要が生じた場合は、この限りではありません。

- 2 自動継続契約の保険期間の終期は、いかなる場合もこの保険契約が付帯されている保険契約の終期を超えないものとし、
- 3 自動継続契約については、当会社は、保険契約者から請求がない限り、新たに保険証券を発行しないで、従前の保険証券と当該自動継続契約の保険料（保険料が2回以上に分割して支払われるべき場合においては、その第1回保険料。次項において同様とします。）に対する領収書とをもってこれに代えることができます。
- 4 この保険契約または自動継続契約に適用した料率が改定された場合には、当会社は、料率が改定された日以後第1項の規定によって保険期間が開始する自動継続契約の保険料を変更します。
- 5 第1項の規定は、第2章第8条（告知義務）第1項および第9条（通知義務）第3項の効力を妨げないものとし、
- 6 第1項から第4項までの規定は、第4章第25条（保険契約の継続）の規定とはかわりありません。

特約条項

先物契約条項

先物契約をする場合には、次の条項が適用されます。

「この契約については、保険期間開始の時に使用されている料率表によるものとします。」

長期保険保険料払込特約条項(地震保険用)

地震保険の保険期間が1年を超える場合には、この特約条項が適用されます。

(保険料の返還または請求—通知事項の承認の場合)

第1条 地震保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)第9条(通知義務)第1項の規定による承認をする場合において、保険料率を変更する必要があるときは、普通約款第14条(保険料の返還または請求—告知・通知事項の承認の場合)第2項の規定にかかわらず、当社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき、未経過期間に対し当社の定める長期保険未経過料率(以下「未経過料率」といいます。)によって計算した保険料を返還または請求します。

(保険料の返還—無効、失効等の場合)

第2条 保険契約が無効、失効等の場合において、保険契約者または被保険者に故意または重大な過失があったときは、普通約款第15条(保険料の返還—無効、失効等の場合)第4項の規定にかかわらず、当社がその事実を知った日の属する契約年度を経過した以後の期間に対し、未経過料率によって計算した保険料を返還します。

2 保険契約が無効、失効等の場合において、保険契約者および被保険者に故意および重大な過失がなかったときは、普通約款第15条(保険料の返還—無効、失効等の場合)第4項の規定にかかわらず、無効の場合には保険料の全額を返還し、失効等の場合には未経過期間に対し未経過料率によって計算した保険料を返還します。ただし、失効等の場合において、当社がこれを知った日の属する契約年度中に、既に普通約款第1条(保険金を支払う場合)の保険金を支払うべき損害が発生していたときは、その保険金相当額に対応する保険料については、その契約年度を経過した以後の期間に限り、未経過料率によって計算した額を返還します。

(保険料の返還—解除の場合)

第3条 普通約款第8条(告知義務)第1項の場合において、当社が保険契約を解除したときは、普通約款第16条(保険料の返還—解除の場合)第4項の規定にかかわらず、その解除のあった日の属する契約年度を経過した以後の期間に対し、未経過料率に

よって計算した保険料を返還します。

2 普通約款第9条(通知義務)第3項の場合において、当社が保険契約を解除したときまたは普通約款第12条(保険契約者による保険契約の解除)の場合において、保険契約者が保険契約を解除したときは、普通約款第16条(保険料の返還—解除の場合)第4項の規定にかかわらず、未経過期間に対し未経過料率によって計算した保険料を返還します。ただし、保険契約が解除された日の属する契約年度中に、既に普通約款第1条(保険金を支払う場合)の保険金を支払うべき損害が発生していた場合には、その保険金相当額に対応する保険料については、その契約年度を経過した以後の期間に限り、未経過料率によって計算した額を返還します。

(保険料の返還または請求—料率改定の場合)

第4条 この保険契約に適用されている料率が、保険証券記載の保険期間の途中で改定された場合においても、当社は、この保険契約の保険料の返還または請求は行いません。

(保険料の返還—保険金を支払った場合)

第5条 普通約款第22条(保険金支払後の保険契約)第1項の規定により保険契約が終了したときは、普通約款第1条(保険金を支払う場合)の保険金を支払うべき損害が生じた日の属する契約年度を経過した以後の期間に対し、未経過料率によって計算した保険料を返還します。

(準用規定)

第6条 この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

自動継続特約条項(地震保険・長期火災保険用)

(自動継続の方法)

第1条 この保険契約は、保険期間が満了する日の3か月前の日までに保険契約者または当社から書面による反対の申し出がない場合は、保険期間を満了となる保険契約と同一の年数(この保険契約が付帯される保険契約の契約年度の開始日以外の時にこの保険契約を付帯したときは、1年とします。)とする継続の申し出があったものとして自動的に継続され、以後この保険契約が付帯されている保険契約の保険期間が満了するまでこれを繰り返すものとし、ます。ただし、地震保険に関する法律(昭和41年法律第73号)またはこれに基づく法令が改正されたことに伴い、この保険契約の保険金額を変更する必要が生じた場合は、この限りではありません。

2 継続される保険期間の終期は、いかなる場合もこの保険契約が付帯されている保険契約の終期をこえないものとし、ます。

(保険料の払込方法)

第2条 保険契約者は、前条(自動継続の方法)の規

定により継続された保険契約の保険料を次の各号に定める払込期日までに払込まなければなりません。

- (1) 年額保険料（この保険契約で定められた1か年分の保険料をいいます。）または保険料の全額を一括して払い込む場合は、当該継続保険期間の初日
 - (2) 保険料分割払特約が付帯されている場合は、継続前契約において定められた最後の払込期日の属する月の翌月の応当日
- 2 前項の払込期日の属する月の翌月未までにその払込を怠ったときは、当会社は、継続前契約の保険期間の満了する日の午後4時以降に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。
- 3 前2項の規定にかかわらず、団体扱特約（一般A）、団体扱特約（一般B）、団体扱特約（一般C）、団体扱特約、団体扱特約（口座振替方式）、団体扱特約（金融機関等融資物件用）、集団扱特約または集団扱に関する特約（金融機関融資住宅等火災保険特約用）が適用される場合は、集金契約の定めるところによるものとします。

（保険料不払の場合の失効）

第3条 保険契約の継続のつど継続される保険契約の保険料が払込期日の属する月の翌月末日までに当会社に払込まれないときは、保険契約は継続保険期間の初日に遡ってその効力を失います。

（継続契約の保険証券）

第4条 継続された保険契約については、当会社は、保険契約者から請求がないかぎり、新たに保険証券を発行しないで、従前の保険証券と当該継続契約の保険料に対する領収証等をもってこれに代えることができます。

（保険料改定による保険料の変更）

第5条 この保険契約に適用した保険料が改定された場合には、当会社は、保険料が改定された日以後第1条（自動継続の方法）の規定によって継続される保険期間に対する保険料を変更します。

（普通約款との関係）

第6条 第1条（自動継続の方法）の規定は地震保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第8条（告知義務）第1項および第9条（通知義務）第3項の効力を妨げないものとします。

2 この特約は普通約款第25条（保険契約の継続）の規定とはかかわりありません。

共同保険に関する特約条項

（独立責任）

第1条 この保険契約は、保険証券記載の保険会社（以下「引受保険会社」といいます。）による共同保険契約であって、引受保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

（幹事保険会社の行う事項）

第2条 保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険

契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、全ての引受保険会社のために次の各号に掲げる事項を行います。

- (1) 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
 - (2) 保険料の収納および受領または返戻
 - (3) 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除
 - (4) 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領および当該告知または通知の承認
 - (5) 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領および当該譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領および当該設定、譲渡もしくは消滅の承認
 - (6) 保険契約に係る異動承認書の発行および交付または保険証券に対する裏書等
 - (7) 保険の目的その他の保険契約に係る事項の調査
 - (8) 事故発生もしくは損害発生のお知らせに係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
 - (9) 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
 - (10) その他前各号の事務または業務に付随する事項
- （幹事保険会社の行為の効果）**

第3条 この保険契約に関し幹事保険会社が行った前条各号に掲げる事項は、全ての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

（保険契約者等の行為の効果）

第4条 この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、全ての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

積立型追加特約条項（地震保険用）

〈対象商品：積立生活総合保険、新マンション総合保険（積立型）等〉

この特約条項は、積立型基本特約または他の積立型追加特約を付帯した火災保険（※）に地震保険を付帯した場合に適用されます。※P.31にも注意事項があります。

※積立個人財産総合保険は除きます。積立個人財産総合保険にはP.27の「積立型追加特約（地震保険用）」が適用されます。

（特約の適用条件）

第1条 当会社は、積立型基本特約（以下「基本特約」といいます。）付帯の火災保険契約（以下「主契約」といいます。）と同一保険証券で地震保険を引き付ける場合に限り、この特約を適用します。

（保険契約の自動継続）

第2条 この保険契約の満了する日より3か月前の日までに、当会社または保険契約者のいずれか一方より当会社の定める書面による別段の意思表示がない

場合には、この保険契約は、満了時と同一の内容(主契約の保険期間の初日応当日以外の時にこの保険契約を付帯したときの保険期間は1年とし、保険料の払込方法は主契約の同一とします。)で自動的に継続されるものとし、以後同様とします。ただし、地震保険に関する法律(昭和41年法律第73号)またはこれに基づく法令が改正されたことに伴い、この保険契約の保険金額を変更する必要が生じた場合は、本項の規定は適用しません。

- 2 この保険契約および前項の規定により自動的に継続された保険契約(以下「自動継続契約」といいます。)の保険期間の末日は、いかなる場合も保険証券記載の主契約の保険期間の末日を超えないものとします。
- 3 自動継続契約については、当会社は、保険契約者から請求がないかぎり、新たに保険証券を発行しないで、従前の保険証券と当該自動継続契約の保険料に対する領収証をもつてこれに代えることができるものとします。
- 4 当会社は、主契約の保険料の払込方法が一時払で、かつ、この保険契約の保険期間が主契約の保険期間と同一の場合には、第1項の規定は適用しません。

(保険料の払込方法)

- 第3条 当会社は、この特約により、保険契約者がこの保険契約および自動継続契約の保険料を、保険証券記載の払込方法により払い込むことを承認します。
- 2 主契約の保険料の払込方法が一時払または年払の場合には、保険契約者は、この保険契約の締結と同時にこの保険契約の保険料を払い込み、自動継続契約の保険料については、保険証券記載の払込期日(以下「払込期日」といいます。)までに払い込まなければなりません。
 - 3 主契約の保険料の払込方法が半年払または月払の場合には、保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回保険料を払い込まなければなりません。また、この保険契約の第2回以後の保険料、自動継続契約の第1回保険料および第2回以後の保険料(第5条(第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力)において、これらをあわせて「第2回以後の保険料」といいます。)については、払込期日までに払い込まなければなりません。
 - 4 地震保険契約(この保険契約または自動継続契約をいいます。以下同様とします。)が失効し、または解除された場合において、当該保険契約の保険期間内に地震保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)に規定する保険金を支払うべき事故が生じており、かつ、失効した日または解除された日以降に払い込むべき当該保険契約の保険料のうち未払込部分があるときは、保険契約者は、その全額を一時に払い込まなければなりません。
 - 5 地震保険契約が普通約款第22条(保険金支払後の保険契約)第1項に規定する保険金の支払によって終了する場合において、その保険金支払の原因となった損害が生じた日以降に払い込むべき当該保険契約の保険料のうち未払込部分があるときは、保険契

約者は、当該保険金の支払を受ける以前に、その全額を一時に払い込まなければなりません。

- 6 当会社は、保険料のうち前2項に規定する未払込部分があるときは、主契約の失効もしくは解除の場合の返れい金、主契約の終了の事由となる保険金または前項に規定する保険金から前2項に規定する未払込部分の保険料相当額を差し引き、その払込みに充当することができるものとします。
- 7 主契約の保険期間の初日応当日以外の時にこの保険契約を付帯するときは、第1項から第3項までの規定にかかわらず、保険契約者は保険料を一時に払い込まなければなりません。

(保険料払込方法の変更)

第4条 保険契約者は、当会社の承認を得て、地震保険契約の保険料の払込方法を変更することができます。

(第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力)

第5条 第3条(保険料の払込方法)第2項および第3項の規定にかかわらず、同条第2項の自動継続契約の保険料および第2回以後の保険料の払込みの猶予期間(以下「払込猶予期間」といいます。)は、払込期日の属する月の翌月末日までとします。ただし、保険証券記載の保険料の払込方法が月払の場合には、主契約の満了する日に保険期間が満了する地震保険契約(次項において「最終保険契約」といいます。)の最終回の直前回の保険料に限り、払込猶予期間を払込期日の属する月の翌々月末日までとします。

- 2 払込猶予期間が最終保険契約の保険期間の満了する日の属する月の末日までとなる保険料のうち未払込部分があるときは、保険契約者からあらかじめ反対の申出がないかぎり、その全額を主契約の満期返れい金から差し引き、保険料の払込みに充当します。
- 3 前項の規定が適用される場合を除き、払込猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、地震保険契約は、払込猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。

(保険料の振替貸付)

第6条 前条(第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力)第3項の規定にかかわらず、払込猶予期間内に保険料が払い込まれない場合には、当会社は、保険契約者からあらかじめ反対の申出がないかぎり、主契約に適用されている次の各号に掲げる特約の規定により、払い込まれなかった保険料に相当する額を払込猶予期間の満了日に自動的に保険契約者に貸し付けて保険料の払込みに充当し、地震保険契約を有効に継続させます。

- (1) 基本特約
- (2) 他の保険契約の保険料への振替貸付等に関する特約

(告知事項・通知事項の承認に伴い保険料を変更する場合の取扱い)

第7条 普通約款第8条(告知義務)第2項第3号の規定による承認をする場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、承認した日を保

換期間内に含む保険契約の満了日までについて、変更前の保険料率と変更後の保険料率の差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

2 普通約款第9条（通知義務）第1項の規定による承認をする場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、事実の発生した日を保険期間内に含む保険契約の満了日までについては、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料に対し、地震保険契約の払込方法に応じた別表1記載の計算方法で計算した保険料を返還または請求します。

3 前2項の規定により請求された保険料は、当社が第1項または前項の規定による承認をした日の属する月の翌月末日（次項において「払込期限」といいます。）までに払い込まなければなりません。

4 前項の場合において、当社の請求した保険料の払込みがなかったときは、地震保険契約は、払込期限の翌日から効力を失います。ただし、この保険料の払込みについても前条（保険料の振替貸付）の規定を準用するものとし、これにより当社が振替貸付を行なった場合には、本項の規定は適用しません。**（保険料率の改定に伴い自動継続契約の保険料を変更する場合の取扱い）**

第8条 保険期間の中途において、地震保険契約に適用されている保険料率が改定され保険料を変更する必要があるときは、当社は、改定された日以後に保険期間が開始する自動継続契約の保険料を変更します。

2 地震保険契約の保険期間が1年を超える場合、地震保険契約に適用されている料率が、保険期間の途中で改定された場合においても、当社は、地震保険契約の保険料の返還または請求は行ないません。**（保険料の返還—契約の無効、失効等の場合）**

第9条 地震保険契約が無効の場合において、保険契約者および被保険者に故意および重大な過失がなかったときは、当社は、既に払い込まれた保険料の全額を保険契約者に返還します。

2 地震保険契約が無効または失効の場合において、保険契約者または被保険者に故意または重大な過失があったときは、当社は、既に払い込まれた保険料を返還しません。ただし、地震保険契約の保険期間が1年を超える場合は、当社は無効または失効となる地震保険契約の条件に基づき算出した保険期間満了日までの保険料に、当社がその事実を知った日の属する契約年度を経過した時点を経過年月とした別表2の長期保険未經過料率を乗じて計算した保険料を返還します。

3 当社は、次の各号に掲げるいずれかの場合には、失効または終了となる地震保険契約の条件に基づき算出した保険期間満了日までの保険料に対し、地震保険契約の払込方法に応じた別表3記載の計算方法で計算した保険料を返還します。ただし、失効日または終了日の属する契約年度中に、既に普通約款第1条（保険金を支払う場合）の保険金を支払うべき

損害が発生していた場合には、契約年度中のその保険金相当額に対応する保険料は返還しません。

(1) 地震保険契約が失効の場合（前項の場合を除きます。）

(2) 主契約がその普通保険約款の規定により保険金支払われたために終了した結果、地震保険契約が普通約款第23条（付帯される保険契約との関係）第2項の規定により終了する場合

4 前2項の規定により返還する保険料（以下この条において「返れい金」といいます。）の支払は、保険契約者からその支払方法についての指定があり当社がこれを承認した場合を除いて当社の本店または支店で行なうものとし、特別の事由がないかぎり、返れい金支払事由が生じた日または第6項および第7項の請求書類が当社に到着した日のいずれか遅い日の翌日から起算して20日以内に行ないます。

5 前項の規定による返れい金の支払は、当社があらかじめ承認した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行ないます。

6 保険契約者が返れい金の支払を受けようとするときは、別表4に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

7 当社は、別表4に掲げる書類以外の書類の提出を求めることができます。

8 保険契約者が前2項の書類を提出しなかったとき、または提出書類に知っている事実を記載しなかったときもしくは不実の記載をしたときは、当社は、返れい金を支払いません。

（保険料の返還—契約解除の場合）

第10条 普通約款第8条（告知義務）第1項の規定により、当社が地震保険契約を解除したときは、当社は、既に払い込まれた保険料を返還しません。ただし、この保険契約の保険期間が1年を超える場合は、当社は解除となる地震保険契約の条件に基づき算出した保険期間満了日までの保険料に、その解除のあった日の属する契約年度を経過した時点を経過年月とした別表2の長期保険未經過料率を乗じて計算した保険料を返還します。

2 普通約款第9条（通知義務）第3項の規定により、当社が地震保険契約を解除したときは、当社は、解除となる地震保険契約の条件に基づき算出した保険期間満了日までの保険料に対し、地震保険契約の払込方法に応じた別表3記載の計算方法で計算した保険料を返還します。ただし、保険契約が解除された日の属する契約年度中に、既に普通約款第1条（保険金を支払う場合）の保険金を支払うべき損害が発生していた場合には、契約年度中のその保険金相当額に対応する保険料は返還しません。

3 普通約款第12条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者が地震保険契約を解除したときは、当社は、解除となる地震保険契約の条件に基づき算出した保険期間満了日までの保険料に対し、地震保険契約の払込方法に応じた別表5記載の計算方法によって計算した保険料を返還しま

す。前項ただし書の規定は、この場合に準用します。
4 当会社が前3項の規定により保険料を返還する場合には、前条第4項から第8項までの規定を適用します。

(保険料の返還—この保険契約が終了する場合)

第11条 普通約款第22条(保険金支払後の保険契約)第1項の規定により地震保険契約が終了したときは、当会社は、地震保険契約の保険期間が1年を超える場合に限り、終了となる地震保険契約の条件に基づき算出した保険期間満了日までの保険料に、普通約款第1条(保険金を支払う場合)の保険金を支払うべき損害が生じた日の属する契約年度を経過した時点を経過年月とした別表2の長期保険未経過料率を乗じて計算した保険料を返還します。

2 当会社が前項の規定により保険料を返還する場合には、第9条(保険料の返還—契約の無効、失効等の場合)第4項から第8項までの規定を適用します。

(自動継続契約に適用される特約)

第12条 自動継続契約には、その継続前契約の満了時に適用されていた特約が適用されるものとします。

(自動継続契約の告知義務)

第13条 第2条(保険契約の自動継続)第1項の規定により地震保険契約を継続する場合において、保険契約申込書に記載した事項および保険証券に記載された事項に変更があったときは、保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人は、書面をもって当会社に告げなければなりません。

2 前項の規定による告知に関する普通約款第8条(告知義務)の規定の適用については、同条第1項および第2項第2号の規定中「保険契約締結の際」とあるのは「保険契約継続の場合」と、同条第1項および第2項第3号の規定中「保険契約申込書の記載事項」とあるのは「保険契約申込書に記載した事項および保険証券に記載された事項」と、同条第2項第3号の規定中「保険契約締結の際」とあるのは「保険契約を継続するとき」と、「締結していた」とあるのは「継続していた」とします。

(主契約との関係)

第14条 主契約が無効のときは、地震保険契約もまた無効とします。

2 主契約が保険期間の中途において終了したときは、地震保険契約もまた同時に終了するものとします。

(普通約款の適用除外)

第15条 普通約款第14条(保険料の返還または請求—告知・通知事項の承認の場合)、同第15条(保険料の返還—無効、失効等の場合)および同第16条(保険料の返還—解除の場合)の規定は適用しません。

(普通約款の読み替え)

第16条 この特約条項については、普通約款第2条(保険金を支払わない場合)第3項の規定中「この保険契約の保険料」とこの保険契約が付帯されている保険契約の保険料との合計額」とあるのは「この保険契約が付帯されている保険契約の保険料の払込方法が一時払または年払の場合にはこの保険契約の保険料

とこの保険契約が付帯されている保険契約の一時払保険料または年払保険料との合計額、半年払または月払の場合にはこの保険契約の第1回保険料とこの保険契約が付帯されている保険契約の第1回保険料との合計額」と読み替えて適用します。

(準用規定)

第17条 この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

別表1 (第7条(告知事項・通知事項の承認に伴い保険料を変更する場合の取扱い)関係)

地震保険契約の払込方法	地震保険契約の保険期間	計算方法
一時払、半年払、月払	1年	未経過期間に対し「月割」で計算します。
一時払(注)	1年超	未経過期間に対し別表2の「長期保険未経過料率」を乗じて計算します。なお、「長期保険未経過料率」は保険期間、経過年月に応じた値を適用します。(別表3、別表5において同様とします。)
	1年未満	1年の場合の計算方法に準じて当会社の定める方法をもって計算します。

(注) 第3条第7項の規定によりこの保険契約を付帯する場合を含みます。

別表2 長期保険未経過料率

経過年月	保険期間	
	3年	5年
1年0ヶ月	65%	79%
2年0ヶ月	33%	59%
3年0ヶ月	/	40%
4年0ヶ月		20%

(注1) 経過年月について、1ヶ月未満の端日数は切り上げて1ヶ月とします。

(注2) 上表にない保険期間および経過年月については上表に準じて決定します。

別表3 (第9条(保険料の返還—契約の無効、失効等の場合)第3項、第10条(保険料の返還—契約解除の場合)第2項関係)

地震保険契約の払込方法	地震保険契約の保険期間	計算方法
一時払、半年払、月払	1年	既経過期間に対し「月割」で計算した保険料を差し引いて計算します。 ただし、未経過期間に対する未払込保険料がある場合は当該保険料も差し引いて計算します。
一時払(注)	1年超	未経過期間に対し別表2の「長期保険未経過料率」を乗じて計算します。
	1年未満	1年の場合の計算方法に準じて当会社の定める方法により計算します。

(注) 第3条第7項の規定によりこの保険契約を付帯する場合があります。

別表4 (第9条(保険料の返還—契約の無効、失効等の場合)、第10条(保険料の返還—契約解除の場合)、第11条(保険料の返還—この保険契約が終了する場合)関係)

(1) 当会社の定める請求書
(2) 保険証券
(3) 保険契約者の印鑑証明書

別表5 (第10条(保険料の返還—契約解除の場合)第3項関係)

地震保険契約の払込方法	地震保険契約の保険期間	計算方法
一時払、半年払、月払	1年	既経過期間に相当する保険料を差し引いて計算します。 ただし、未経過期間に対する未払込保険料がある場合は当該保険料も差し引いて計算します。
一時払(注)	1年超	未経過期間に対し別表2の「長期保険未経過料率」を乗じて計算します。
	1年未満	1年の場合の計算方法に準じて当会社の定める方法により計算します。

(注) 第3条第7項の規定によりこの保険契約を付帯する場合があります。

積立型追加特約条項 (地震保険用)

〈対象商品：積立個人財産総合保険〉

この特約条項は、積立型基本特約を付帯した個人財産総合保険に地震保険を付帯した場合に適用されます。※P.31にも注意事項があります。

(特約の適用条件)

第1条 当社は、積立型基本特約(以下「基本特約」といいます。)付帯の個人財産総合保険契約(以下「主契約」といいます。)と同一保険証券で地震保険を引き受ける場合に限り、この特約を適用します。

(保険契約の自動継続)

第2条 この保険契約の満了する日より3か月前の日までに、当社または保険契約者のいずれか一方より当会社の定める書面による別段の意思表示がない場合には、この保険契約は、満了時と同一の内容(主契約の保険期間の初日応当日以外の時にこの保険契約を付帯したときの保険期間は1年とし、保険料の払込方法は主契約と同一とします。)で自動的に継続されるものとし、以後同様とします。ただし、地震保険に関する法律(昭和41年法律第73号)またはこれに基づく法令が改正されたことに伴い、この保険契約の保険金額を変更する必要が生じた場合は、本項の規定は適用しません。

2 この保険契約および前項の規定により自動的に継続された保険契約(以下「自動継続契約」といいます。)の保険期間の末日は、いかなる場合も保険証券記載の主契約の保険期間の末日を超えないものとします。

3 自動継続契約については、当社は、保険契約者から請求がない限り、新たに保険証券を発行しないで、従前の保険証券と当該自動継続契約の保険料に対する領収証をもってこれに代えることができるものとします。

4 当社は、主契約の保険料の払込方法が一時払で、かつ、この保険契約の保険期間が主契約の保険期間と同一の場合には、第1項の規定は適用しません。

(保険料の払込方法)

第3条 当社は、この特約により、保険契約者がこの保険契約および自動継続契約の保険料を、保険証券記載の払込方法により払い込むことを承認します。

2 主契約の保険料の払込方法が一時払または年払の場合には、保険契約者は、この保険契約の締結と同時にこの保険契約の保険料を払い込み、自動継続契約の保険料については、保険証券記載の払込期日(以下「払込期日」といいます。)までに払い込まなければなりません。

3 主契約の保険料の払込方法が半年払または月払の場合には、保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回保険料を払い込まなければなりません。また、この保険契約の第2回以後の保険料、自動継続契約の第1回保険料および第2回以後の保険料(第5条(第2回以後の保険料の払込猶予および契

約の効力)において、これらをあわせて「第2回以後の保険料」といいます。)については、払込期日までに払い込まなければなりません。

4 地震保険契約(この保険契約または自動継続契約をいいます。以下同様とします。)が失効し、または解除された場合において、当該保険契約の保険期間内に地震保険普通保険約款(以下「普通約款」といいます。)に規定する保険金を支払うべき事故が生じており、かつ、失効した日または解除された日以降に払い込むべき当該保険契約の保険料のうち未払込部分があるときは、保険契約者は、その全額を一時に払い込まなければなりません。

5 地震保険契約が普通約款第22条(保険金支払後の保険契約)第1項に規定する保険金の支払によって終了する場合において、その保険金支払の原因となった損害が生じた日以降に払い込むべき当該保険契約の保険料のうち未払込部分があるときは、保険契約者は、当該保険金の支払を受ける以前に、その全額を一時に払い込まなければなりません。

6 当社は、保険料のうち前2項に規定する未払込部分があるときは、主契約の失効もしくは解除の場合の返れい金、主契約の終了の事由となる保険金または前項に規定する保険金から前2項に規定する未払込部分の保険料相当額を差し引き、その払込みに充当することができるものとします。

7 主契約の保険期間の初日応当日以外の時にこの保険契約を付帯するときは、第1項から第3項までの規定にかかわらず、保険契約者は保険料を一時に払い込まなければなりません。

(保険料払込方法の変更)

第4条 保険契約者は、当社の承認を得て、地震保険契約の保険料の払込方法を変更することができます。

(第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力)

第5条 第3条(保険料の払込方法)第2項および第3項の規定にかかわらず、同条第2項の自動継続契約の保険料および第2回以後の保険料の払込みの猶予期間(以下「払込猶予期間」といいます。)は、払込期日の属する月の翌月末日までとします。ただし、保険証券記載の保険料の払込方法が月払の場合には、主契約の満了する日に保険期間が満了する地震保険契約(次項において「最終保険契約」といいます。)の最終回の直前回の保険料に限り、払込猶予期間を払込期日の属する月の翌々月末日までとします。

2 払込猶予期間が最終保険契約の保険期間の満了する日の属する月の末日までとなる保険料のうち未払込部分があるときは、保険契約者からあらかじめ反対の申出がないかぎり、その全額を主契約の満期返れい金から差し引き、保険料の払込みに充当します。

3 前項の規定が適用される場合を除き、払込猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、地震保険契約は、払込猶予期間の満了日の翌日から効力を失います。

(保険料の振替貸付)

第6条 前条(第2回以後の保険料の払込猶予および契約の効力)第3項の規定にかかわらず、払込猶予期間内に保険料が払い込まれない場合には、当社は、保険契約者からあらかじめ反対の申出がないかぎり、主契約に適用されている次の各号に掲げる特約の規定により、払い込まれなかった保険料に相当する額を払込猶予期間の満了日に自動的に保険契約者に貸し付けて保険料の払込みに充当し、地震保険契約を有効に継続させます。

(1) 基本特約

(2) 他の保険契約の保険料への振替貸付等に関する特約

(告知事項・通知事項の承認に伴い保険料を変更する場合の取扱い)

第7条 普通約款第8条(告知義務)第2項第3号の規定による承認をする場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、承認した日を保険期間内に含む保険契約の満了日までについて、変更前の保険料率と変更後の保険料率の差に基づき計算した保険料を返還または請求します。

2 普通約款第9条(通知義務)第1項の規定による承認をする場合において、保険料を変更する必要があるときは、当社は、事実の発生した日を保険期間内に含む保険契約の満了日までについては、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料に対し、地震保険契約の払込方法に応じた別表1記載の計算方法で計算した保険料を返還または請求します。

3 前2項の規定により請求された保険料は、当社が第1項または前項の規定による承認をした日の属する月の翌月末日(次項において「払込期限」といいます。)までに払い込まなければなりません。

4 前項の場合において、当社の請求した保険料の払込みがなかったときは、地震保険契約は、払込期限の翌日から効力を失います。ただし、この保険料の払込みについても前条(保険料の振替貸付)の規定を準用するものとし、これにより当社が振替貸付を行なった場合には、本項の規定は適用しません。

(保険料率の改定に伴い自動継続契約の保険料を変更する場合の取扱い)

第8条 保険期間の中途において、地震保険契約に適用されている保険料率が改定され保険料を変更する必要があるときは、当社は、改定された日以後に保険期間が開始する自動継続契約の保険料を変更します。

2 地震保険契約の保険期間が1年を超える場合、地震保険契約に適用されている料率が、保険期間の途中で改定された場合においても、当社は、地震保険契約の保険料の返還または請求は行ないません。

(保険料の返還－契約の無効、失効等の場合)

第9条 地震保険契約が無効の場合において、保険契約者および被保険者が故意および重大な過失がなかったときは、当社は、既に払い込まれた保険料の全額を保険契約者に返還します。

2 地震保険契約が無効または失効の場合において、保険契約者または被保険者に故意または重大な過失があったときは、当社は、既に払い込まれた保険料を返還しません。ただし、地震保険契約の保険期間が1年を超える場合は、当社は無効または失効となる地震保険契約の条件に基づき算出した保険期間満了日までの保険料に、当社がその事実を知った日の属する契約年度を経過した時点を経過年月とした別表2の長期保険未經過料率を乗じて計算した保険料を返還します。

3 当社は、次の各号に掲げるいずれかの場合には、失効または終了となる地震保険契約の条件に基づき算出した保険期間満了日までの保険料に対し、地震保険契約の払込方法に応じた別表3記載の計算方法で計算した保険料を返還します。ただし、失効日または終了日の属する契約年度中に、既に普通約款第1条(保険金を支払う場合)の保険金を支払うべき損害が発生していた場合には、契約年度中のその保険金相当額に対応する保険料は返還しません。

(1) 地震保険契約が失効の場合(前項の場合を除きます。)

(2) 主契約がその普通保険約款の規定により保険金が支払われたために終了した結果、地震保険契約が普通約款第23条(付帯される保険契約との関係)第2項の規定により終了する場合

4 前2項の規定により返還する保険料(以下この条において「返れい金」といいます。)の支払は、保険契約者からその支払方法についての指定があり当社がこれを承認した場合を除いて当社の本店または支店で行なうものとし、特別の事由がない限り、返れい金支払事由が生じた日または第6項および第7項の請求書類が当社に到着した日のいずれか遅い日の翌日から起算して20日以内に行ないます。

5 前項の規定による返れい金の支払は、当社があらかじめ承認した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行ないます。

6 保険契約者が返れい金の支払を受けようとするときは、別表4に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなればなりません。

7 当社は、別表4に掲げる書類以外の書類の提出を求めることができます。

8 保険契約者が前2項の書類を提出しなかったとき、または提出書類に知っている事実を記載しなかったときもしくは不実の記載をしたときは、当社は、返れい金を支払いません。

(保険料の返還—契約解除の場合)

第10条 普通約款第8条(告知義務)第1項の規定により、当社が地震保険契約を解除したときは、当社は、既に払い込まれた保険料を返還しません。ただし、この保険契約の保険期間が1年を超える場合は、当社は解除となる地震保険契約の条件に基づき算出した保険期間満了日までの保険料に、その解除のあった日の属する契約年度を経過した時点を経過年月とした別表2の長期保険未經過料率を乗じ

て計算した保険料を返還します。

2 普通約款第9条(通知義務)第3項の規定により、当社が地震保険契約を解除したときは、当社は、解除となる地震保険契約の条件に基づき算出した保険期間満了日までの保険料に対し、地震保険契約の払込方法に応じた別表3記載の計算方法で計算した保険料を返還します。ただし、保険契約が解除された日の属する契約年度中に、既に普通約款第1条(保険金を支払う場合)の保険金を支払うべき損害が発生していた場合には、契約年度中のその保険金相当額に対応する保険料は返還しません。

3 普通約款第12条(保険契約者による保険契約の解除)の規定により、保険契約者が地震保険契約を解除したときは、当社は、解除となる地震保険契約の条件に基づき算出した保険期間満了日までの保険料に対し、地震保険契約の払込方法に応じた別表5記載の計算方法によって計算した保険料を返還します。前項ただし書の規定は、この場合に準用します。

4 当社が前3項の規定により保険料を返還する場合には、前条第4項から第8項までの規定を適用します。

(保険料の返還—この保険契約が終了する場合)

第11条 普通約款第22条(保険金支払後の保険契約)第1項の規定により地震保険契約が終了したときは、当社は、地震保険契約の保険期間が1年を超える場合に限り、終了となる地震保険契約の条件に基づき算出した保険期間満了日までの保険料に、普通約款第1条(保険金を支払う場合)の保険金を支払うべき損害が生じた日の属する契約年度を経過した時点を経過年月とした別表2の長期保険未經過料率を乗じて計算した保険料を返還します。

2 当社が前項の規定により保険料を返還する場合には、第9条(保険料の返還—契約の無効、失効等)の場合)第4項から第8項までの規定を適用します。

(自動継続契約に適用される特約)

第12条 自動継続契約には、その継続前契約の満了時に適用されていた特約が適用されるものとします。

(自動継続契約の告知義務)

第13条 第2条(保険契約の自動継続)第1項の規定により地震保険契約を継続する場合において、保険契約申込書に記載した事項および保険証券に記載された事項に変更があったときは、保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人は、書面をもって当社に告げなければなりません。

2 前項の規定による告知に関する普通約款第8条(告知義務)の規定の適用については、同条第1項および第2項第2号の規定中「保険契約締結の際」とあるのは「保険契約継続の場合」と、同条第1項および第2項第3号の規定中「保険契約申込書の記載事項」とあるのは「保険契約申込書に記載した事項および保険証券に記載された事項」と、同条第2項第3号の規定中「保険契約締結の際」とあるのは「保険契約を継続するとき」と、「締結していた」とあるのは「継続していた」とします。

(主契約との関係)

第14条 主契約が無効のときは、地震保険契約もまた無効とします。

2 主契約が保険期間の中途において終了したときは、地震保険契約もまた同時に終了するものとします。

(普通約款の適用除外)

第15条 普通約款第14条（保険料の返還または請求一告知・通知事項の承認の場合）、同第15条（保険料の返還—無効、失効等の場合）および同第16条（保険料の返還—解除の場合）の規定は適用しません。

(普通約款の読み替え)

第16条 この特約条項については、普通約款第2条（保険金を支払わない場合）第3項の規定中「この保険契約の保険料とこの保険契約が付帯されている保険契約の保険料との合計額」とあるのは「この保険契約が付帯されている保険契約の保険料の払込方法が一時払または年払の場合にはこの保険契約の保険料とこの保険契約が付帯されている保険契約の一時払保険料または年払保険料との合計額、半年払または月払の場合にはこの保険契約の第1回保険料とこの保険契約が付帯されている保険契約の第1回保険料との合計額」と読み替えて適用します。

(準用規定)

第17条 この特約条項に定めのない事項については、この特約条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款の規定を準用します。

別表1（第7条（告知事項・通知事項の承認に伴い保険料を変更する場合の取扱い）関係）

地震保険契約の払込方法	地震保険契約の保険期間	計算方法
一時払、半年払、月払	1年	未経過期間に対し「日割」で計算します。
一時払(注)	1年超	未経過期間に対し別表2の「長期保険未経過料率」を乗じて計算します。なお、「長期保険未経過料率」は保険期間、経過年月に応じた値を適用します。（別表3、別表5において同様とします。）
	1年未満	1年の場合の計算方法に準じて当会社の定める方法をもって計算します。

(注) 第3条第7項の規定によりこの保険契約を付帯する場合があります。

別表2 長期保険未経過料率

経過年月	保険期間	
	3年	5年
1年0ヶ月	65%	79%
2年0ヶ月	33%	59%
3年0ヶ月		40%
4年0ヶ月		20%

(注1) 経過年月について、1ヶ月未満の端目数は切り上げて1ヶ月とします。

(注2) 上表にない保険期間および経過年月については上表に準じて決定します。

別表3（第9条（保険料の返還—契約の無効、失効等の場合）第3項、第10条（保険料の返還—契約解除の場合）第2項関係）

地震保険契約の払込方法	地震保険契約の保険期間	計算方法
一時払、半年払、月払	1年	既経過期間に対し「日割」で計算した保険料を差し引いて計算します。 ただし、未経過期間に対する未払込保険料がある場合は当該保険料も差し引いて計算します。
一時払(注)	1年超	未経過期間に対し別表2の「長期保険未経過料率」を乗じて計算します。
	1年未満	1年の場合の計算方法に準じて当会社の定める方法により計算します。

(注) 第3条第7項の規定によりこの保険契約を付帯する場合があります。

別表4（第9条（保険料の返還—契約の無効、失効等の場合）、第10条（保険料の返還—契約解除の場合）、第11条（保険料の返還—この保険契約が終了する場合）関係）

(1) 当会社の定める請求書
(2) 保険証券
(3) 保険契約者の印鑑証明書

別表5 (第10条(保険料の返還—契約解除の場合)第3項関係)

地震保険契約の払込方法	地震保険契約の保険期間	計算方法
一時払、半年払、月払	1年	既経過期間に相当する保険料を差し引いて計算します。ただし、未経過期間に対する未払込保険料がある場合は当該保険料も差し引いて計算します。
一時払(注)	1年超	未経過期間に対し別表2の「長期保険未経過料率」を乗じて計算します。
	1年未満	1年の場合の計算方法に準じて当会社の定める方法により計算します。

(注) 第3条第7項の規定によりこの保険契約を付帯する場合を含みます。

〈積立型追加特約(地震保険用)に関する注意事項〉

積立型の火災保険に同時に付帯されている「他の保険契約の保険料への振替貸付等に関する特約条項」の第1条に「積立型追加特約(地震保険用)第7条(保険料の変更—告知義務・通知義務)」とある場合は、「積立型追加特約(地震保険用)第7条(告知事項・通知事項の承認に伴い保険料を変更する場合の取扱い)」と読み替えます。

東京海上日動火災のサービス体制なら安心です

—365日24時間のサポート体制—
〈東京海上日動のお客様向けサービス〉

東京海上日動安心110番

事故のご報告・ご相談をフリーダイヤルで承ります。
いざというとき、全国どこからでも、ご利用いただけます。

●事故の受付・ご相談

○受付時間：365日24時間

○受付：フリーダイヤル **0120-119-110** “事故は119番—110番”

事故のご通知をいただく場合は必ず証券番号をご連絡ください。

〈365日あんしんサービス（休日 午前9時～午後6時）〉

●火災鑑定人休日急行サービス（火災事故）

鑑定人がお客様を訪問の上、損害の確認を行うサービスです。

また、訪問の際には「お見舞い品セット」をお渡ししています。

●休日照会応答サービス

個別の事案に関するご照会に対し、お客様のニーズに沿った応答を行います。

*各サービスの内容は予告なく変更される場合がありますので、ご了承ください。



TOKIO MARINE
NICHIDO

MILLEA GROUP

東京海上日動火災保険株式会社

東京都千代田区丸の内1-2-1 〒100-8050

TEL.03-3212-6211 (代表)

<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>

お問い合わせ先

保険に関するお問い合わせ・ご相談は

保険の内容に関するお問い合わせ・ご相談はカスタマーセンターでオペレーターがお応えします。

八 ー ー ー 一 〇 〇 番
 **0120-868-100**

9:00~20:00 (平日、土日祝とも)